



毎月2回10日・25日発行
発行所
川崎市役所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

目 次

条 例

- ◇川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例(第44号) 3433
- ◇川崎市葬祭条例の一部を改正する条例(第45号) 3433
- ◇川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例等の一部を改正する条例(第46号) 3434
- ◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例(第47号) 3435
- ◇川崎市営住宅条例の一部を改正する条例(第48号) 3435
- ◇川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例(第49号) 3436
- ◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例(第50号) 3436
- ◇川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例(第51号) 3437
- ◇川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例(第52号) 3439

規 則

- ◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(第76号) 3439
- ◇川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第77号) 3439
- ◇川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(第78号) 3440
- ◇川崎市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則(第79号) 3440

告 示

- ◇議決された予算の公表(第595号) 3441
- ◇道路区域の変更(第596号) 3444

- ◇道路の供用開始(第597号) 3444
- ◇道路区域の変更(第598号) 3444
- ◇道路区域の変更(第599号) 3445
- ◇道路の供用開始(第600号) 3445
- ◇川崎都市計画用途地域の変更及び図書の縦覧(第601号) 3445
- ◇川崎都市計画高度地区の変更及び図書の縦覧(第602号) 3445
- ◇川崎都市計画地区計画の変更及び図書の縦覧(第603号) 3445
- ◇川崎都市計画生産緑地地区の変更及び図書の縦覧(第604号) 3446
- ◇自転車等の撤去と保管(第605号) 3446
- ◇川崎市ヒルズすえながの指定管理者の指定(第606号) 3447
- ◇道路区域の変更(第607号) 3447
- ◇道路の供用開始(第608号) 3447
- ◇定期予防接種の実施(第609号) 3447
- ◇川崎市葬祭場の指定管理者の指定期間の変更(第610号) 3448
- ◇自転車等の撤去と保管(第611号) 3448
- ◇住居表示の実施に伴う町区域の設定(第612号) 3448
- ◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等(第613号) 3450
- ◇介護保険法によるサービス事業所等の廃止等(第614号) 3450
- ◇道路区域の変更(第615号) 3451
- ◇道路の供用開始(第616号) 3451
- ◇川崎市とどろきアリーナの指定管理者の指定(第617号) 3452

公 告

- ◇一般競争入札の執行(第638号) 3452
- ◇開発行為に関する工事の完了(第639号) 3453
- ◇開発行為に関する工事の完了(第640号) 3453
- ◇環境影響評価に関する条例による事後調査報告書の公告(第641号) 3453

◇開発行為に関する工事の完了(第642号).....	3454	◇道路位置の指定(第670号).....	3484
◇都市計画公聴会の開催(第643号).....	3454	公告(調達)	
◇ネーミングライツパートナーの公募(第644号).....	3455	◇一般競争入札の執行(第382号).....	3485
◇一般競争入札の執行(第645号).....	3455	◇一般競争入札の執行(第383号).....	3486
◇開発行為に関する工事の完了(第646号).....	3456	◇一般競争入札の執行(第384号).....	3488
◇公募型プロポーザルの実施(第647号).....	3456	◇一般競争入札の公告(第385号).....	3490
◇公募型プロポーザルの実施(第648号).....	3457	◇一般競争入札の公告(第386号).....	3492
◇開発行為に関する工事の完了(第649号).....	3458	◇落札者等の公示(第387号).....	3494
◇開発行為に関する工事の完了(第650号).....	3459	◇一般競争入札の執行(第388号).....	3494
◇開発行為に関する工事の完了(第651号).....	3459	◇一般競争入札の公告(第389号).....	3496
◇一般競争入札の執行(第652号).....	3459	◇一般競争入札の執行(第390号).....	3498
◇一般競争入札の執行(第653号).....	3461	◇落札者等の公示(第391号).....	3500
◇一般競争入札の執行(第654号).....	3462	◇一般競争入札の執行(第392号).....	3500
◇開発行為に関する工事の完了(第655号).....	3464	◇一般競争入札の執行(第393号).....	3502
◇開発行為に関する工事の完了(第656号).....	3464	◇公募型プロポーザルの実施(第394号).....	3503
◇一般競争入札の執行(第657号).....	3464	税公告	
◇建築協定の認可(第658号).....	3468	◇配当計算書(謄本)の公示送達(第213号).....	3507
◇都市公園の供用開始(第659号).....	3468	◇差押調書(謄本)の公示送達(第214号).....	3507
◇川崎都市計画道路の変更の案の縦覧(第660号).....	3468	◇配当計算書(謄本)の公示送達(第215号).....	3507
◇川崎都市計画道路の変更の案の縦覧(第661号).....	3468	◇配当計算書(謄本)の公示送達(第216号).....	3507
◇川崎都市計画用途地域の変更の案の縦覧(第662号).....	3469	◇差押調書(謄本)の公示送達(第217号).....	3507
◇川崎都市計画高度地区の変更の案の縦覧(第663号).....	3469	上下水道局告示	
◇川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更の案の縦覧(第664号).....	3469	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更(第47号).....	3507
◇特定非営利活動法人の設立認証申請(第665号).....	3470	◇川崎市排水設備指定工事店の指定の取消し(第48号).....	3508
◇一般競争入札の執行(第666号).....	3470	上下水道局公告	
◇一般競争入札による貸付けの実施(第667号).....	3472	◇一般競争入札の執行(第101号).....	3508
◇公募型プロポーザルの実施(第668号).....	3482	◇一般競争入札の執行(第102号).....	3510
◇地方自治法に基づく不動産の所有権の保存又は移転の登記をするための公告を求める申請(第669号).....	3484	交通局公告	
		◇一般競争入札の執行(第78号).....	3510
		病院局告示	
		◇川崎市立病院における入院・外来自己負担金等滞納者に係る滞納債権の徴収・収納業務の委託(第6号).....	3511
		病院局公告(調達)	
		◇一般競争入札の公告(第15号).....	3512
		消防局公告	
		◇指定催しの指定(第21号).....	3514
		◇サイレンの吹鳴(第22号).....	3514
		選挙管理委員会告示	
		◇各種請求及び委員の解職請求をする	

に必要な選挙権を有する者の数(第42号)…………… 3514

区告示

◇自動車臨時運行許可番号標の無効(多摩区第2号)…………… 3515

区公告

◇住民票の職権消除(川崎区第132号)…………… 3515

◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第133号)…………… 3515

◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第134号)…………… 3516

◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第135号)…………… 3516

◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(幸区第59号)…………… 3516

◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(中原区第46号)…………… 3516

◇住民票の職権消除(高津区第55号)…………… 3516

◇印鑑登録の抹消(高津区第56号)…………… 3517

◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(高津区第57号)…………… 3517

◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達(高津区第58号)…………… 3517

◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(宮前区第66号)…………… 3517

◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達(宮前区第67号)…………… 3518

◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(多摩区第69号)…………… 3518

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)及び配当計算書(謄本)の公示送達(多摩区第70号)…………… 3518

◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(麻生区第65号)…………… 3518

◇国民健康保険料に係る還付通知書の公示送達(麻生区第66号)…………… 3519

正 誤

◇第1736号…………… 3519

条 例

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月15日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第44号

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例(平成24年川崎市条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

7	特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター	横浜市神奈川区鶴屋町 2丁目24番地の2
---	---------------------------	-------------------------

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(川崎市市税条例の適用)
- 改正後の条例別表7の項に掲げる特定非営利活動法人に対する寄附金については、川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第23条の5第2項の規定は、平成29年1月1日から適用する。

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月15日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第45号

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例

川崎市葬祭条例(昭和27年川崎市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 (第6条関係)

種 別		金 額		付 記			
		市内居住者	市外居住者				
火葬料1体			4,500円	60,000円	12歳以上		
			3,000円	30,000円	12歳未満		
			1,500円	15,000円	死産児		
遺体保管料1体1回			1,000円	3,000円			
休憩室 使用料1回	かわさき南部斎苑		4,000円	12,000円	50人用		
	かわさき 北部斎苑	A	4,000円	12,000円	50人用		
		B	2,000円	6,000円	25人用		
斎場 使用料1回	かわさき 南部斎苑	A	区画しない場合	80,000円	240,000円	200人用	(1) 通夜及び告別式をもって1回とする。 (2) 通夜又は告別式のみを使用する場合の使用料については、それぞれの額の2分の1の額とする。
			区画する場合	40,000円	120,000円	100人用	
		B	区画しない場合	40,000円	120,000円	100人用	
			区画する場合	20,000円	60,000円	50人用	
	C		20,000円	60,000円	50人用		
	かわさき 北部斎苑	A		60,000円	180,000円	200人用	
		B		30,000円	90,000円	100人用	
		C	区画しない場合	15,000円	45,000円	50人用	
			区画する場合	7,500円	22,500円	25人用	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月15日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第46号

川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例等の一部を改正する条例

(川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例の一部改正)

第1条 川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例(昭和46年川崎市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配

偶者」に改める。

(川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)
第2条 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成3年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(川崎市小児医療費助成条例の一部改正)

第3条 川崎市小児医療費助成条例(平成7年川崎市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例第7条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の在宅重度重複障害者等手当の支給の制限について適用し、平成30年度分までの在宅重度重複障害者等手当の支給の制限については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条第1項第1号の規定は、平成32年1月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

4 第3条の規定による改正後の川崎市小児医療費助成条例第4条第1項の規定は、平成31年9月1日以後に受けた幼児及び児童の医療並びに同年7月1日以後に受けた小児(乳幼児等を除く。以下同じ。)の医療(入院に係るものに限る。)に係る医療費の助成について適用し、同年9月1日前に受けた幼児及び児童の医療並びに同年7月1日前に受けた小児の医療(入院に係るものに限る。)に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月15日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第47号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例(昭和62年川崎市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第68条の2第1項」の次に「及び第5項」を加える。

第4条に次の1項を加える。

4 地区整備計画区域内における建築物の用途の制限の緩和は、地区整備計画区域ごとの別表第2の建築物の用途の制限の緩和の項に定めるとおりとする。

別表第1に次のように加える。

52	よみうりランド地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示されたよみうりランド地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
----	-----------------	--

別表第2に次のように加える。

52 よみうりランド地区整備計画区域

A地区の区域	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) 自動車教習所 (4) 工場(自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。)
	建築物の用途の制限の緩和	次に掲げる建築物は、建築することができる。 (1) 観覧場 (2) 遊技場(マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの及びカラオケボックスその他これに類するものを除く。)
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、この限りでない。 (1) 地区整備計画が定められた現存する建築物であって、その壁面の位置が計画図に示す壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物の部分 (2) 巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物又は建築物の部分

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月15日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第48号

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例

川崎市営住宅条例(昭和37年川崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「の収入」の次に「。次項及び第32条第2項において同じ。」を加え、同条第2号中「第33条」を「第33条第1項」に改め、「による」の次に「報告の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市営住宅の使用者(公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「住宅省令」という。))第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。第32条第2項において同じ。)が第30条第1項の規定に基づく収入の申告をすること及び第33条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると市長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該使用者の市営

住宅の毎月の使用料は、毎年度、住宅省令第9条に規定する方法により把握された収入に基づき第30条第2項の規定により決定された収入に応じて、近傍同種の住宅の家賃以下で、住宅法第16条第4項及び住宅令第2条に規定する算定方法により算出された額とする。

第15条第2項中「前条第1号に規定する」を「前条第1項第1号又は同条第2項に規定する決定された」に改める。

第17条第2項中「第32条第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第18条第1項第1号中「建設省令」を「住宅省令」に改める。

第30条の2第3項中「及び第32条第1項」を「並びに第32条第1項及び第2項」に改める。

第32条第1項中「第14条」を「第14条第1項」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第14条第1号に規定する収入に応じて」を「第14条第1項第1号又は同条第2項に規定する決定された収入を勘案して」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項及び第15条」を「第15条及び前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入居指定日から引き続き3年以上入居している市営住宅の利用者が、第30条第3項の収入基準を超える収入のある場合において、同条第1項の規定に基づく収入の申告をすること及び第33条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、第14条第2項及び前項の規定にかかわらず、収入基準超過があると決定された当該使用者の市営住宅の毎月の使用料は、毎年度、住宅省令第9条に規定する方法により把握された収入に基づき第30条第2項の規定により決定された収入を勘案して、近傍同種の住宅の家賃以下で、住宅令第8条第3項において読み替えて準用する同条第2項の規定による算定方法により算出された額とする。

第33条第1項中「第32条第4項」を「第32条第5項」に、「第4項を」を「第5項を」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第17条第2項の改正規定（「第11条」を「第12条」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月15日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第49号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

浜川崎駅周辺自転車等駐車場

」

を

「

浜川崎駅周辺自転車等駐車場

小田栄駅周辺自転車等駐車場

」

に、

「

鷺沼駅周辺自転車等駐車場

」

を

「

鷺沼駅周辺自転車等駐車場

宿河原駅周辺自転車等駐車場

」

に改める。

附 則

この条例は、平成30年3月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（宿河原駅周辺自転車等駐車場に係る部分に限る。）は、同年4月1日から施行する。

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月15日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第50号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中

「

陸上競技場 陸上競技場 第1特別室 陸上競技場 第2特別室 陸上競技場 第3特別室 陸上競技場 第4特別室 陸上競技場 会議室 陸上競技場 シャワー室 陸上競技場 ロッカー室 陸上競技場 関係者室 陸上競技場 練習室 陸上競技場 多目的室 陸上競技場 放送室 陸上競技場 テレビ・ラ ジオ中継室 陸上競技場 大型映像装 置 陸上競技場 写真判定室	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後5時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで)	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	市長は、必 要に応じ左 欄の供用期 間、供用時 間及び休場 日を変更す ることがで きる。ただ し、第18条 の2第1項 に規定する 指定管理者 が管理を行 う有料施設 にあっては 、当該指定 管理者は、 必要に応じ 、あらかじめ 市長の承認 を得て、同 欄の供用期 間、供用時 間及び休場 日を変更す ることができる。
陸上競技場 照明施設		午後6時30分 から午後8時 30分まで		
補助競技場		午前9時から 午後6時まで		
運動広場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前8時から 午後6時まで 午前8時から 午後4時まで		

を

「

陸上競技場 陸上競技場 第1特別室 陸上競技場 第2特別室 陸上競技場 第3特別室 陸上競技場 第4特別室 陸上競技場 会議室 陸上競技場 シャワー室 陸上競技場 ロッカー室 陸上競技場 関係者室 陸上競技場 練習室 陸上競技場 多目的室 陸上競技場 放送室 陸上競技場 テレビ・ラ ジオ中継室 陸上競技場 大型映像装 置 陸上競技場 写真判定室	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後6時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで) 午前9時から 午後5時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで)	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	市長は、必 要に応じ左 欄の供用期 間、供用時 間及び休場 日を変更す ることがで きる。ただ し、第18条 の2第1項 に規定する 指定管理者 が管理を行 う有料施設 にあっては 、当該指定 管理者は、 必要に応じ 、あらかじめ 市長の承認 を得て、同 欄の供用期 間、供用時 間及び休場 日を変更す ることができる。
---	---	--	-----------------------------	---

陸上競技場 照明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで
補助競技場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後5時まで
運動広場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の1月31 日まで 2月1日から 3月31日まで	午前6時から 午後6時まで 午前8時から 午後4時まで 午前8時から 午後5時まで

に改める。

第8条第1項の表中

「

補助 競技場	1回 (4時間以内)	5,000円	1人1回 (2時間 以内)	18歳以上の者 200円
				13歳以上 18歳未満の者 (高校生を含 む。) 100円
運動広場	同 (2時間以内)	2,000円		

を

「

補助 競技場	1回 (4時間以内)	5,000円	1人1回	18歳以上の者 200円
				13歳以上 18歳未満の者 (高校生を含 む。) 100円
運動広場	同 (1時間以内)	2,000円		

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

平成29年12月15日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第51号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

川崎市港湾施設条例(昭和22年川崎市条例第33号)の

一部を次のように改正する。

第8条第2号中「使用料」の次に「又は利用料金」を加える。

第13条第1項中「特定港湾施設等」の次に「(指定管理者が管理を行う港湾施設を除く。)」を加え、「、第15号、第21号及び第22号」を「及び第15号」に改め、同項第10号中「別表第1ふ頭用地使用料」を「別表第1ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料」に改め、同項第13号を次のように改める。

(13) 船舶給水設備使用料

ア 直接給水(自動給水器によるものを除く。)

(ア) 30立方メートルまで 25,560円

(イ) (ア)を超える給水量 1立方メートルまでごとに 852円

イ 直接給水(自動給水器によるものに限る。)

1立方メートルにつき400円

第13条第1項第15号中アを削り、イをアとし、ウからオまでを削り、カをイとし、同項第20号中「別表第3駐車施設使用料」を「別表第3駐車施設使用料又は駐車施設利用料」に改め、同項第21号及び第22号を削り、同条第2項及び第3項中「又は1口」を削り、同条に次の1項を加える。

4 第1項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。

第13条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第13条の2 第3条第1項の許可(指定管理者が管理を行う港湾施設に係るものに限る。)を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 前項の利用料金の支払方法については、規則の定めるところによる。

3 利用料金の額は、次により算出して得た額に100分の108を乗じて得た額(ふ頭用地利用料のうち1月以上の利用に係る利用料金は、別表第1ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料に定める金額)の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(1) 荷さばき地利用料

ア 一般利用

(ア) 初日から15日まで

1日1平方メートルまでごとに

1級荷さばき地 9円

2級荷さばき地 6円

(イ) 16日以後

1日1平方メートルまでごとに

1級荷さばき地 18円

2級荷さばき地 12円

イ 専用利用

1月1平方メートルまでごとに

1級荷さばき地 270円

2級荷さばき地 180円

(2) ふ頭用地利用料

別表第1ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料による。

(3) 事務所利用料

1月1平方メートルまでごとに 3,000円

(4) 事務所附帯施設利用料

ア 荷役機械置場

1月1平方メートルまでごとに 350円

イ ゲート関連施設

1月1平方メートルまでごとに 1,700円

ウ メンテナンスショップ

1月1平方メートルまでごとに 1,400円

エ シャーシー置場 1月1区画

10,000円

(5) 駐車施設利用料

別表第3駐車施設使用料又は駐車施設利用料による。

(6) 軌道走行式荷役機械利用料

ア ガントリークレーン

1台30分までごとに 43,500円

イ トランスファークレーン

1台30分までごとに 2,800円

(7) 電気施設利用料

ア 冷凍用コンセント

1個1時間までごとに 70円

イ 動力用コンセント

1個1時間までごとに 223円

4 利用料金の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

5 前項の計算により1件の総額が10円未満のときは、10円とする。

6 利用料金は、指定管理者の収入とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。第14条の見出し中「使用料」の次に「及び利用料金」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。第15条の見出し中「使用料」の次に「及び利用料金」を加え、同条に次の1項を加える。

2 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

別表第1中「第13条関係」を「第13条、第13条の2関係」に、「

ふ頭用地使用料

種 別	使 用 料	
	単 位	金 額

を

「

ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料

種 別	使用料又は利用料金	
	単 位	金 額

に改める。

別表第3中「第13条関係」を「第13条、第13条の2関係」に、「駐車施設使用料」を「駐車施設使用料又は駐車施設利用料」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項第13号の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に軌道走行式荷役機械又は電気施設の利用許可を受け、この条例の施行の日前から同日にわたって利用する場合については、改正後の条例第13条の2、第14条第2項及び第15条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月15日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第52号

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する
条例

川崎市教育文化会館条例（昭和42年川崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

種 別	金 額				
	午前	午後	夜間	全日	
	9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分	
ホ ー ル	大ホール	39,270円	62,260円	78,320円	179,850円
	第1楽屋	770円	990円	1,320円	3,080円
	第2楽屋	1,210円	1,980円	2,640円	5,830円
	第3楽屋	1,210円	1,980円	2,640円	5,830円
	第4楽屋	220円	220円	330円	770円
	リハーサル室	990円	1,760円	2,090円	4,840円
	種別	9時～ 12時	1時～ 5時	6時～ 9時30分	9時～ 9時30分

を

「

種 別	金 額			
	午前	午後	夜間	全日
	9時～ 12時	1時～ 5時	6時～ 9時30分	9時～ 9時30分

に改め、同表備考第3項中「大ホール及び」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

規 則

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月15日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第76号

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
川崎市営住宅条例施行規則（昭和37年川崎市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第24条第4項中「第15条」を「第16条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月15日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第77号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則
川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和62年川崎市規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表浜川崎駅周辺自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

小田栄駅周辺 自転車等駐車場	第1施設	川崎市川崎区小田3丁目189番4
-------------------	------	------------------

別表鷺沼駅周辺自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

宿河原駅周辺 自転車等駐車場	第1施設	川崎市多摩区宿河原3丁目1,333番1先
	第2施設	川崎市多摩区宿河原3丁目1,333番6ほか

附 則

この規則は、平成30年3月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中宿河原駅周辺自転車等駐車場に係る部分は、同年4月1日から施行する

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月15日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第78号

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市都市公園条例施行規則（昭和32年川崎市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項ただし書中「(第2号様式の17)」を「(第2号様式の15)」に改め、同条第5項中「第2号様式の16」を「第2号様式の14」に、「(第2号様式の18)」を「(第2号様式の16)」に改め、同条第6項中「(第2号様式の19)」を「(第2号様式の17)」に改める。

第6条第1項の表補助競技場の項中「(2時間以内)」を削り、同表運動広場の項中「(2時間以内)」を「(1時間以内)」に、「2,000円」を「1,000円」に改め、同表弓道場の項を削る。

第2号様式の1(1)中

相撲場		
弓道場		

を

相撲場		
-----	--	--

に改める。

第2号様式の2(1)中

相撲場		
弓道場		

を

相撲場		
-----	--	--

に改める。

第2号様式の5及び第2号様式の6中「2時間」を削る。

第2号様式の9及び第2号様式の10を削り、第2号様式の11を第2号様式の9とし、第2号様式の12から第2号様式の19までを2様式ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項の表の改正規定（弓道場の項を削る部分を除く。）、第2号様式の5及び第2号様式の6の改正規定については、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月15日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第79号

川崎市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市港湾施設条例施行規則（昭和32年川崎市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第1条の6第2項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）及び納付金に関する事項

第4条の見出し中「納入」の次に「及び利用料金の支払」を加え、同条に次の1項を加える。

3 港湾施設の利用料金は、指定管理者が指定する期間内に支払わなければならない。

第4条の3中「使用料」の次に「又は利用料金」を加え、同条を第4条の4とする。

第4条の2の見出し中「使用料」の次に「及び利用料金」を加え、同条に次の1項を加え、同条を第4条の3とする。

2 指定管理者は、前項各号に掲げる事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第4条の次に次の1条を加える。

(使用料及び利用料金の減免申請)

第4条の2 条例第14条第1項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 条例第14条第2項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、指定管理者に申請しなければならない。

3 前2項の規定による申請は、原則として条例第3条各項の許可の申請と同時に進めなければならない。第16条の見出し中「使用料」の次に「及び利用料金」

を加え、同条に次の1項を加える。

2 一般利用の荷さばき地を利用する場合の利用料金の基礎となる日数は、利用許可申請書の利用期間の初日から起算する。

第11号様式中

種別	事務所		㎡
	事務所 附帯施設	作業員詰所	㎡
		荷役機械置場	㎡
		プロパン格納庫	㎡
	シャーシー置場		区画

を

種別	事務所		㎡
	事務所 附帯施設	荷役機械置場	㎡
		シャーシー置場	区画

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条の6第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる

告 示

川崎市告示第595号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、平成29年11月27日招集の平成29年第4回川崎市議会定例会において、平成29年1月29日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

平成29年12月1日

川崎市長 福田紀彦

平成29年度川崎市一般会計補正予算

平成29年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,960,314千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ713,024,123千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成29年11月27日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市 税		307,201,252	808,020	308,009,272
	1 市 民 税	141,886,140	808,020	142,694,160
21 繰 入 金		47,249,604	1,066,294	48,315,898
	1 基 金 繰 入 金	43,692,605	1,066,294	44,758,899
24 市 債		57,964,000	86,000	58,050,000
	1 市 債	57,964,000	86,000	58,050,000
歳 入 合 計		711,063,809	1,960,314	713,024,123

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 1,666,066	千円 170	千円 1,666,236
	1 議会費	1,666,066	170	1,666,236
2 総務費		48,208,723	560,916	48,769,639
	1 職員管理費	30,895,561	558,072	31,453,633
	5 徴税費	5,632,635	2,300	5,634,935
	6 選挙費	899,880	230	900,110
	7 統計調査費	110,491	96	110,587
	8 人事委員会費	120,606	96	120,702
	9 監査費	164,354	122	164,476
3 市民文化費		20,545,025	649	20,545,674
	1 市民文化費	20,545,025	649	20,545,674
4 こども未来費		105,797,171	4,668	105,801,839
	1 こども青少年費	44,107,461	2,112	44,109,573
	2 こども支援費	61,689,710	2,556	61,692,266
5 健康福祉費		141,017,200	10,241	141,027,441
	1 健康福祉費	8,704,198	7,414	8,711,612
	3 生活保護費	61,364,116	185	61,364,301
	4 老人福祉費	17,109,174	104	17,109,278
	5 障害者福祉費	38,831,220	604	38,831,824
	11 看護短期大学費	483,711	1,934	485,645
6 環境費		19,885,186	4,280	19,889,466
	1 環境管理費	1,727,421	817	1,728,238
	2 公害対策費	860,723	449	861,172
	3 ごみ処理費	13,499,614	2,771	13,502,385
	4 し尿処理費	596,469	243	596,712
7 経済労働費		27,368,845	10,641	27,379,486
	1 産業経済費	1,801,382	10,613	1,811,995
	4 農業費	232,031	28	232,059

款	項	補正前の額	補正額	計
8 建設緑政費		千円 34,786,474	千円 159,044	千円 34,945,518
	1 建設緑政管理費	2,906,405	1,965	2,908,370
	2 道路橋りょう費	10,097,628	1,893	10,099,521
	3 街路事業費	15,728,311	920	15,729,231
	4 広域道路費	83,557	51	83,608
	5 河川費	3,209,642	569	3,210,211
	8 公園費	1,464,453	153,646	1,618,099
9 港湾費		8,118,992	666	8,119,658
	1 港湾管理費	3,060,881	666	3,061,547
10 まちづくり費		26,454,796	3,970	26,458,766
	1 まちづくり管理費	487,842	2,365	490,207
	2 計画費	491,412	241	491,653
	3 整備事業費	14,841,785	288	14,842,073
	4 建築管理費	1,715,369	1,034	1,716,403
	5 住宅費	8,918,388	42	8,918,430
11 区役所費		14,305,276	36,424	14,341,700
	1 区政振興費	11,659,895	35,462	11,695,357
	2 戸籍住民基本台帳費	2,645,381	962	2,646,343
12 消防費		17,898,116	115,958	18,014,074
	1 消防費	17,898,116	115,958	18,014,074
13 教育費		95,334,550	1,052,687	96,387,237
	1 教育総務費	34,755,001	1,013,116	35,768,117
	2 小学校費	25,580,933	24,400	25,605,333
	3 中学校費	13,329,051	10,134	13,339,185
	4 高等学校費	3,690,116	2,172	3,692,288
	5 特別支援教育費	2,620,908	2,179	2,623,087
	6 社会教育費	3,310,134	686	3,310,820
歳出合計		711,063,809	1,960,314	713,024,123

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
等々力老人いこいの家整備事業費(その2)	平成29年度から 平成32年度まで	千円 108,698
等々力硬式野球場整備事業費(その2)	平成29年度から 平成32年度まで	4,632,655
等々力硬式野球場整備事業費(その3)	平成30年度	2,962,780
多摩川緑地維持管理事業費(災害復旧工事分)	平成30年度	16,310

第3表 地方債補正

変更

起 債 の 目 的	限度額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
公 園 緑 地 施 設 整 備 事 業	千円 402,000	千円 86,000	千円 488,000
合 計	402,000	86,000	488,000

地 方 債 総 合 計	57,964,000	86,000	58,050,000
-------------	------------	--------	------------

川崎市告示第596号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年12月1日から平成29年12月15日まで一般の縦覧に供します。

平成29年12月1日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	有馬第200号線	川崎市宮前区東有馬2丁目2788番13先	3.64	30.16	
		川崎市宮前区東有馬2丁目2788番13先	3.82		
新	有馬第200号線	川崎市宮前区東有馬2丁目2788番65先	4.00	30.16	
		川崎市宮前区東有馬2丁目2788番58先	4.18		

川崎市告示第597号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定

に基づき、次の道路の供用を平成29年12月1日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年12月1日から平成29年12月15日まで一般の縦覧に供します。

平成29年12月1日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
有馬第200号線	川崎市宮前区東有馬2丁目2788番65先	
	川崎市宮前区東有馬2丁目2788番58先	

川崎市告示第598号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年12月4日から平成29年12月18日まで一般の縦覧に供します。

平成29年12月4日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
旧	野 川 第162号線	川崎市宮前区野川 1282番14先 ----- 川崎市宮前区野川 1283番1先	0.91	111.40	
新	野 川 第162号線	川崎市宮前区野川 1282番14先 ----- 川崎市宮前区野川 1283番1先	0.91	82.50	

川崎市告示第599号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年12月4日から平成29年12月18日まで一般の縦覧に供します。

平成29年12月4日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
旧	北 見 方 第43号線	川崎市高津区北見方 2丁目300番5先 ----- 川崎市高津区北見方 2丁目316番1先	2.73	8.00	
新	北 見 方 第43号線	川崎市高津区北見方 2丁目300番5先 ----- 川崎市高津区北見方 2丁目316番11先	5.00	45.75	隅きり を含む

川崎市告示第600号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年12月4日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年12月4日から平成29年12月18日まで一般の縦覧に供します。

平成29年12月4日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備 考
北 見 方 第43号線	川崎市高津区北見方2丁目300番5先 ----- 川崎市高津区北見方2丁目316番11先	隅きり を含む

川崎市告示第601号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年12月5日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画用途地域の変更
(登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区)
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
川崎市多摩区登戸地内
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第602号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年12月5日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画高度地区の変更
(登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区)
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
川崎市多摩区登戸地内
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第603号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定にお

いて準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年12月5日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画地区計画の変更
(登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画)
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
川崎市多摩区登戸地内
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第604号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年12月5日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画生産緑地地区の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分

川崎市 幸区	小倉1丁目及び南加瀬2丁目地内
中原区	井田三舞町、井田杉山町、井田中ノ町、下小田中3丁目及び下小田中5丁目地内
高津区	久地4丁目、子母口及び諏訪3丁目地内
宮前区	有馬7丁目、菅生1丁目、菅生4丁目、菅生6丁目、平2丁目、平4丁目、野川、初山1丁目及び馬絹1丁目地内
多摩区	生田8丁目、宿河原6丁目、菅稲田堤3丁目、菅仙谷2丁目、

菅馬場1丁目、堰3丁目及び長尾4丁目地内

麻生区 岡上、下麻生1丁目、千代ヶ丘8丁目、千代ヶ丘9丁目、東百合丘1丁目、東百合丘2丁目、東百合丘3丁目、東百合丘4丁目、古沢及び向原1丁目地内

- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第605号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

平成29年12月5日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの
- 4 その他
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。
(別紙省略)

川崎市告示第606号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市ヒルズすえながの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市母子生活支援施設条例（昭和26年川崎市条例第51号）第6条第3項の規定により告示します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市ヒルズすえなが 川崎市高津区末長1丁目3番6号
指定管理者	(所在地) 社会福祉法人カメラア会 (名称) 東京都江東区亀戸3丁目36番13号 (代表者名) 理事長 湖山 泰成
指定期間	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

川崎市告示第607号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年12月11日から平成29年12月26日まで一般の縦覧に供します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	野川第221号線	川崎市宮前区野川1505番2先 ----- 川崎市宮前区野川1505番2先	2.73	27.67	
新	野川第221号線	川崎市宮前区野川1505番5先 ----- 川崎市宮前区野川1505番1先	4.00	27.67	隅きりを含む
旧	野川第226号線	川崎市宮前区野川1505番2先 ----- 川崎市宮前区野川1505番2先	3.37	5.63	
新	野川第226号線	川崎市宮前区野川1505番1先 ----- 川崎市宮前区野川1505番2先	4.00	5.63	

川崎市告示第608号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年12月11日から開始

します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年12月11日から平成29年12月26日まで一般の縦覧に供します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
野川第221号線	川崎市宮前区野川1505番5先 ----- 川崎市宮前区野川1505番1先	隅きりを含む
野川第226号線	川崎市宮前区野川1505番1先 ----- 川崎市宮前区野川1505番2先	

川崎市告示第609号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成29年12月12日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 予防接種の種類
インフルエンザ
- 2 実施期間
平成30年1月1日から平成30年1月31日まで
- 3 実施機関
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 実施対象者
 - (1) 接種日に65歳以上の者
 - (2) 接種日に60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するもの
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
 - (2) 明らかな発熱を呈している者
 - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第610号

川崎市葬祭場の指定管理者の指定期間を次のとおり変更しましたので告示します。

平成29年12月12日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	(名 称) かわさき南部斎苑 (所在地) 川崎市川崎区夜光3丁目2番7号
	(名 称) かわさき北部斎苑 (所在地) 川崎市高津区下作延6丁目18番1号
指定管理者	(所在地) 川崎市川崎区堤根34番地15 (名 称) 川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体 (代表者名) 公益財団法人川崎市シルバー人材センター 理事長 栗山 敏子
指定期間	(変更前) 平成26年4月1日から平成30年3月31日まで
	(変更後) 平成26年4月1日から平成32年3月31日まで

川崎市告示第611号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成29年12月12日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

- (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第612号

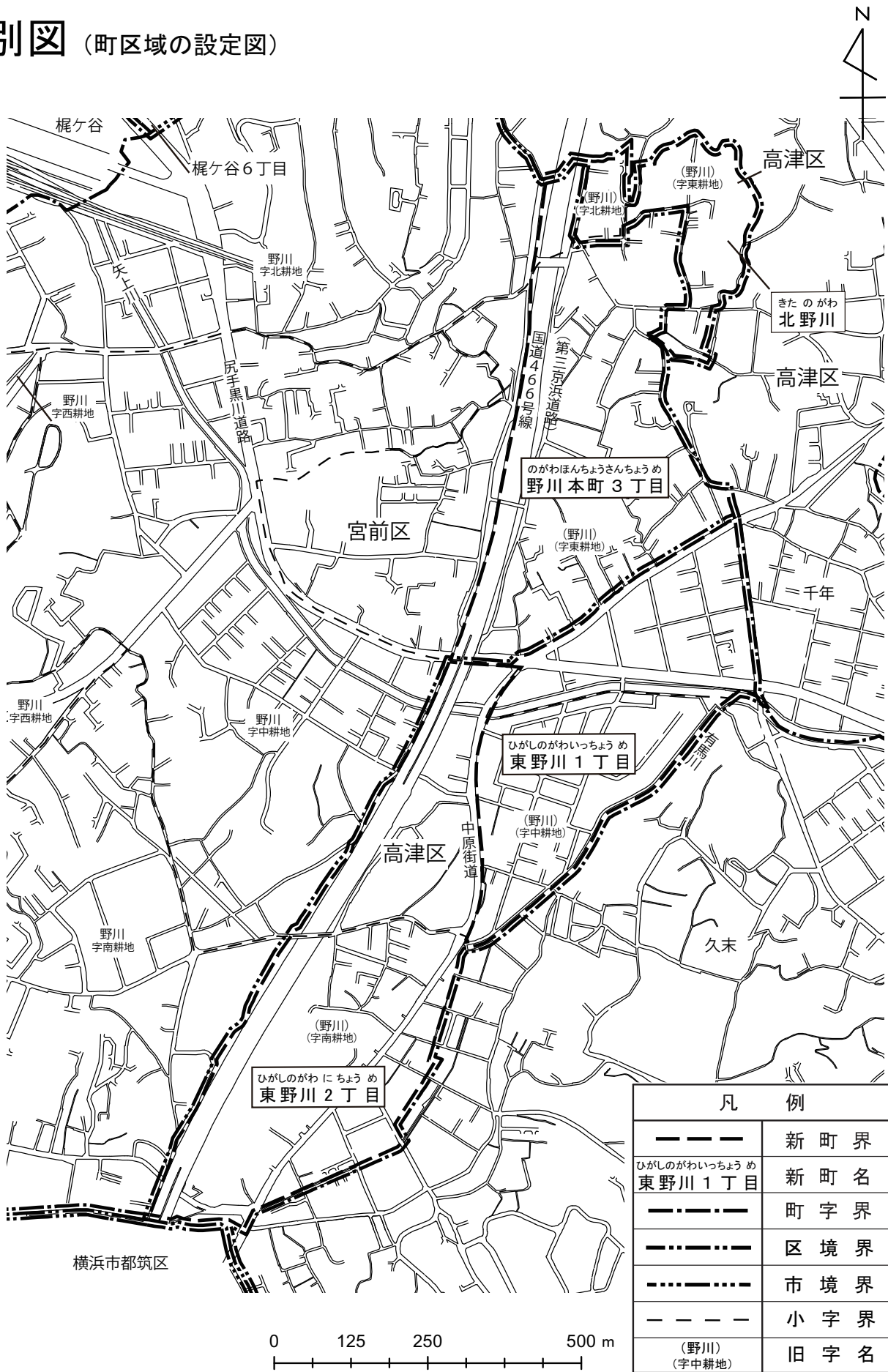
住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号。以下「法」という。）に基づき住居表示を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定による町区域の設定案を法第5条の2第1項の規定により別図のとおり告示します。

なお、この案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、この案に異議があるときは、住居表示に関する法律施行令（昭和42年政令第246号）第1条の定めるところにより、告示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができます。

平成29年12月12日

川崎市長 福田 紀彦

別図 (町区域の設定図)



凡 例	
———	新町界
ひがしのがわいっちょうめ 東野川1丁目	新町名
-----	町字界
-----	区境界
-----	市境界
-----	小字界
(野川) (字中耕地)	旧字名

町区域の設定調査

町区域の設定

区名	新町名	左に含まれる現在の区域
高津区	きたのがわ 北野川	野川字北耕地の一部 野川字東耕地の一部
	ひがしのがわいっちょうめ 東野川1丁目	野川字中耕地の一部 野川字東耕地の一部
	ひがしのがわにちょうめ 東野川2丁目	野川字中耕地の一部 野川字南耕地の一部
宮前区	のがわほんちようさんちようめ 野川本町3丁目	野川字北耕地の一部 野川字東耕地の一部

川崎市告示第613号

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

平成29年12月13日

川崎市長 福田紀彦

平成29年12月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社 グローイングアップ	1475102263	訪問介護 ふれあい家族	川崎市幸区柳町15-2柳町 フラット201	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社丸いそら	1475102255	介護のまるいそら	川崎市幸区北加瀬1-16-13	居宅介護支援
株式会社ロケアホーム	1475003867	ロケアホーム川崎大師	川崎市川崎区昭和2-5-6	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護

川崎市告示第614号

介護保険法によるサービス事業所等の廃止等について

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、若しくは第115条の25第2項の規定又は第78条の8若しくは第91条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防

サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設から辞退の届出があったため、同法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20若しくは第115条の30の規定、又は同法第78条の11若しくは第93条の規定に基づき告示します。

平成29年12月13日

川崎市長 福田紀彦

平成29年9・10月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社 J I C C	1475003073	ジャパンケア川崎日進 居宅介護支援	川崎市川崎区日進町22-3	居宅介護支援
株式会社 J I C C	1475003065	ジャパンケア川崎日進 訪問介護	川崎市川崎区日進町22-3	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社 J I C C	1495000356	ジャパンケア川崎日進 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	川崎市川崎区日進町22-3	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
株式会社 J I C C	1495000349	ジャパンケア川崎日進 夜間訪問介護	川崎市川崎区日進町22-3	夜間対応型訪問介護
株式会社 J I C C	1475302111	ジャパンケア川崎高津 居宅介護支援	川崎市高津区溝口3-11-17 溝口パークホームズ2-B	居宅介護支援
株式会社 J I C C	1475302103	ジャパンケア川崎高津 訪問介護	川崎市高津区溝口3-11-17 溝口パークホームズ2-B	訪問介護 介護予防訪問介護

株式会社 J I C C	1495300277	ジャパンケア川崎高津 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	川崎市高津区溝口3-11-17 溝口パークホームズ2-B	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
株式会社 J I C C	1495300269	ジャパンケア川崎高津 夜間訪問介護	川崎市高津区溝口3-11-17 溝口パークホームズ2-B	夜間対応型訪問介護
株式会社 J I C C	1465390166	ジャパンケア川崎高津 訪問看護	川崎市高津区溝口1-19-11 グランデール溝口の口403	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社 J I C C	1475501589	ジャパンケア川崎鷺沼 居宅介護支援	川崎市宮前区有馬1-7-5 サンプラザ鷺沼1F	居宅介護支援
株式会社 J I C C	1475501571	ジャパンケア川崎鷺沼 訪問介護	川崎市宮前区有馬1-7-5 サンプラザ鷺沼1F	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社 J I C C	1495500256	ジャパンケア川崎鷺沼 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	川崎市宮前区有馬1-7-5 サンプラザ鷺沼1F	定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護
株式会社 J I C C	1495500249	ジャパンケア川崎鷺沼 夜間訪問介護	川崎市宮前区有馬1-7-5 サンプラザ鷺沼1F	夜間対応型訪問介護
株式会社 J I C C	1475003701	ジャパンケア川崎観音 居宅介護支援	川崎市川崎区観音1-2-5	居宅介護支援
株式会社 J I C C	1475102156	ジャパンケア川崎小倉 居宅介護支援	川崎市幸区小倉5丁目31-11	居宅介護支援
株式会社 J I C C	1475102164	ジャパンケア北加瀬 居宅介護支援	川崎市幸区北加瀬3-18-18	居宅介護支援
株式会社 J I C C	1475202709	ジャパンケア元住吉西 居宅介護支援	川崎市中原区井田2丁目 34-22	居宅介護支援
株式会社 J I C C	1475302830	ジャパンケア梶が谷 居宅介護支援	川崎市高津区新作1丁目 22-21	居宅介護支援
株式会社 J I C C	1475302848	ジャパンケア多摩川 居宅介護支援	川崎市高津区宇奈根635-1	居宅介護支援
株式会社 J I C C	1475502157	ジャパンケア宮前菅生 居宅介護支援	川崎市宮前区菅生5丁目 23-23	居宅介護支援
株式会社 J I C C	1475502140	ジャパンケア宮前野川 居宅介護支援	川崎市宮前区野川755番地1	居宅介護支援
株式会社 ティーシーエス	1475002562	デイサービスセンター友の里桜本	川崎市川崎区桜本一丁目7番 6号	介護予防通所介護
医療法人社団 ユニメディコ	1475601843	グリーンケアセンター新百合ヶ丘	川崎市麻生区千代ヶ丘5-7 -1 ヴェルシャンブル410	居宅介護支援
株式会社 文教センター	1475501399	ジョイリハアスリエ宮前平	川崎市宮前区小台2-7-13	介護予防通所介護
医療法人社団 優久会	1465490115	訪問看護ステーション ウイッシュ向ヶ丘	川崎市多摩区登戸2708-1 YMビル4F	訪問看護 介護予防訪問看護

川崎市告示第615号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年12月15日から平成30年1月4日まで一般の縦覧に供します。

平成29年12月15日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路線名	区 間	敷地の 幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	小倉 第72号線	川崎市幸区小倉4丁目 1541番9先 ----- 川崎市幸区小倉4丁目 1595番6先	1.82	133.80	
新	小倉 第72号線	川崎市幸区小倉4丁目 1541番9先 ----- 川崎市幸区小倉4丁目 1595番1先	8.47 ～ 8.94	133.80	

川崎市告示第616号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定

に基づき、次の道路の供用を平成29年12月15日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年12月15日から平成30年1月4日まで一般の縦覧に供します。

平成29年12月15日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
小倉 第72号線	川崎市幸区小倉4丁目1541番9先	隅きりを含む
	川崎市幸区小倉4丁目1595番1先	

川崎市告示第617号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市とどろきアリーナの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市とどろきアリーナ条例(平成7年川崎市条例第16号)第4条第3項の規定により告示します。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	塩浜護岸・夜光西護岸設計委託
	履行場所	川崎市川崎区夜光町地先
	履行期限	平成30年3月20日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「港湾及び空港部門」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成30年1月11日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	平成29年度登戸土地区画整理事業建築物等調査積算業務委託(その44)
	履行場所	川崎市多摩区登戸地区
	履行期限	平成30年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、種目「物件部門」で登録されている者。	

平成29年12月15日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市とどろきアリーナ 川崎市中原区等々力1番3号
指定管理者	(所在地) 東京都品川区東品川4丁目10番1号 (名称) とどろきスポーツ文化パートナーズ (代表者名) 株式会社コナミスポーツクラブ 代表取締役社長 落合 昭
指定期間	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで

公 告

川崎市公告第638号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月1日

川崎市長 福田 紀彦

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成30年1月11日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第639号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年12月1日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区野川字北耕地221番2
の一部 ほか6筆
2,992平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都中野区野方三丁目9番3号
株式会社 ハーミットクラブ
代表取締役 小鹿 博章
東京都新宿区新宿五丁目8番1号
日神不動産 株式会社 代表取締役 堤 幸芳
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：17戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成28年12月14日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第144号
平成29年3月7日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第190号(変更)

川崎市公告第640号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年12月1日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区菅生一丁目185番1
1,137平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市都筑区荏田南五丁目8番1号

株式会社 ファーストハウジング

代表取締役 高橋 正樹

- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：9戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年5月22日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第17号
平成29年11月8日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第102号(変更)

川崎市公告第641号

(仮称)小杉町3丁目中央地区第一種市街地再開発事業に係る事後調査報告書(供用時その2)について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成29年12月1日

川崎市長 福田 紀彦

事後調査報告書について

- 1 事後調査実施者
セントア武蔵小杉管理組合 理事長 今井 敬
- 2 指定開発行為の名称及び種類
 - (1) 名称
(仮称)小杉町3丁目中央地区第一種市街地再開発事業
 - (2) 種類
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為)
高層建築物の新設(第1種行為)
住宅団地の新設(第2種行為)
大規模建築物の新設(第2種行為)
- 3 事後調査報告書(供用時その2)の要旨
第1章 指定開発行為の概要

- 1 事後調査実施者
- 2 指定開発行為の名称及び種類
- 3 指定開発行為を実施する区域
- 4 指定開発行為の目的及び内容
- 第2章 条例環境影響評価書に掲げる事後調査計画の概要
 - 1 事後調査の目的
 - 2 事後調査(供用時その2)の項目
 - 3 事後調査(供用時その2)の内容
 - 4 調査実施者(業務受託者)
- 第3章 事後調査の内容及び結果(緑の質)
 - 1 調査項目
 - 2 調査時期
 - 3 調査方法
 - 4 調査地点
 - 5 調査結果
- 4 事後調査報告書(供用時その2)の写しの縦覧期間、場所及び時間
 - (1) 期 間
 - 平成29年12月1日(金)から平成30年1月4日(木)まで
 - ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
 - (2) 場 所
 - 中原区役所及び本庁(環境局環境評価室)
 - (3) 時 間
 - 午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第642号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年12月1日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
 - 川崎市麻生区金程一丁目411番1
 - ほか2筆
1,249平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 - 横浜市緑区中山町308番地11
 - 株式会社 ピーアイコーポレーション
 - 代表取締役 折田 浩一
- 3 予定建築物の用途
 - 一戸建ての住宅
 - 計画戸数:10戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
 - 平成29年6月27日
 - 川崎市指令 ま建管宅地(イ)第39号

川崎市公告第643号

川崎都市計画用途地域の変更(登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区)ほか関連案件の都市計画の変更を予定しています。都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項に基づく、川崎市都市計画公聴会規則(平成12年川崎市規則第63号。以下「規則」という。)の規定により、次のとおり公聴会を開催しますので、公告します。

なお、規則第2条の規定により、公述の申し出がないときは、公聴会を開催しません。

平成29年12月1日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 都市計画の内容
 - (1) 都市計画の種類及び名称
 - ア 川崎都市計画用途地域の変更
(登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区)
 - イ 川崎都市計画高度地区の変更
(登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区)
 - ウ 川崎都市計画地区計画の変更
(登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画)
 - (2) 都市計画を定める土地の区域
 - ア 川崎都市計画用途地域の変更
(登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区)
 - (ア) 追加する部分
なし
 - (イ) 削除する部分
なし
 - (ウ) 変更する部分
川崎市 多摩区 登戸地内
 - イ 川崎都市計画高度地区の変更
(登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区)
 - (ア) 追加する部分
なし
 - (イ) 削除する部分
なし
 - (ウ) 変更する部分
川崎市 多摩区 登戸地内
 - ウ 川崎都市計画地区計画の変更
(登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画)
 - (ア) 追加する部分
なし
 - (イ) 削除する部分
なし
 - (ウ) 変更する部分
川崎市 多摩区 登戸地内
- 2 公聴会の開催の日時及び場所
 - (1) 日時 平成30年2月3日(土)午前10時から
 - (2) 場所 多摩区役所6階会議室
(多摩区登戸1775-1)

3 公述申出書の提出期間及び提出先

公述の申し出は、公述意見の要旨及び住所・氏名等を記載した「公述申出書」を提出してください。なお、公述申出書の参考書式は、素案縦覧場所に備えております。

- (1) 提出期間 平成29年12月21日(木)から平成30年1月11日(木)まで
- (2) 提出先 川崎市まちづくり局計画部都市計画課
(川崎市川崎区宮本町1番地)

4 都市計画素案の説明会及び縦覧

公聴会に先立ち、都市計画素案の説明会を次のとおり開催します。また、説明会后、都市計画素案の縦覧を行います。

(1) 説明会

- ア 日時 平成29年12月20日(水)
午後7時から8時30分まで
- イ 場所 多摩区役所6階会議室
(多摩区登戸1775-1)

(2) 縦覧

- ア 日時 平成29年12月21日(木)から
平成30年1月11日(木)まで
- イ 場所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課
(川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階)
登戸区画整理事務所
(多摩区登戸2202-1)
多摩区役所10階市政資料コーナー
(多摩区登戸1775-1)
川崎市立多摩図書館
(多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎)
- ※都市計画課、登戸区画整理事務所及び多摩区役所は、12月29日から1月3日を除く平日の午前8時30分から午後5時まで。なお、平成29年12月23日(土)、多摩区役所は一部窓口を開設しておりますが、閲覧できません。
- ※多摩図書館は、12月29日から1月4日及び休館日を除く平日の午前9時30分から午後7時まで及び土・日曜日・祝日の午前9時30分から午後5時まで。

川崎市公告第644号

ネーミングライツパートナーの公募について次のとおり公告します。

平成29年12月1日

川崎市長 福田 紀彦

1 命名することができる施設の名称及び所在地

名 称 川崎駅西口第1駅前広場及び1号川崎駅北口自由通路線

所在地 川崎市幸区堀川町地内

2 ネーミングライツ(命名権)の範囲

施設の愛称として、法人の名称や商品名(ブランド名)等を付することができるほか、詳細については、募集要項に定める。

3 契約期間

平成30年4月1日から5年間以上

4 応募書類の配布及び提出

(1) 応募書類の配布及び提出場所

まちづくり局拠点整備推進室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル8階

電話 044-200-2036

(2) 提出書類

ア 川崎駅西口第1駅前広場及び1号川崎駅北口自由通路線ネーミングライツパートナー申込書

イ 以下に掲げる応募に必要な書類

(ア) 契約相手方の条件に関する確約書

(イ) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書

(ウ) 印鑑証明書(法人の代表者印)

(エ) 登記事項証明書(商業登記簿謄本)

(オ) 会社概要(パンフレット等)

(3) 募集の期間

平成29年12月1日(金)から平成29年12月22日(金)まで

(4) 応募書類の受付期間及び提出方法

(ア) 受付期間

平成29年12月1日(金)から

平成29年12月22日(金)まで

(土・日を除く)

午前8時30分から午後5時00分まで

(ただし、正午から午後1時00分は除く)

(イ) 提出方法

持参(郵送の場合、平成29年12月22日(金)

当日消印有効)

(5) 問い合わせ先

まちづくり局拠点整備推進室

電話: 044-200-2036

川崎市公告第645号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月4日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	中丸子公園整備工事
	履 行 場 所	川崎市中原区中丸子719-1
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年12月18日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第646号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年12月5日

川崎市長 福田 紀 彦

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区久地四丁目729番3
ほか5筆
1,319平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市高津区久地四丁目12番5号
丸石地所株式会社
代表取締役 松山 勝征
- 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数:12戸
- 開発許可年月日及び許可番号
平成29年9月22日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第82号
平成29年11月14日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第106号(変更)

川崎市公告第647号

食文化継承推進事業実施委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

平成29年12月6日

川崎市長 福田 紀 彦

- 公募型企画提案に関する事項
 - 件 名 食文化継承推進事業実施委託
 - 委 託 期 間 契約締結日～平成30年3月23日
 - 予算額(参考金額)2,999,224円以内
(消費税及び地方消費税含む)
- 提案書の提出者の資格
次の条件をすべて満たしていること。
 - 事業実施に関わるノウハウと実績がある者
 - 法人格を有する者
 - 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
 - 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
 - 川崎市業務委託有資格者名簿において、当該契約

に対応するとして定めた業種・種目に登録されている者

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (7) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (8) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しない者
- 3 提案者を特定するための評価基準
- (1) 企画提案の視点・内容
- (2) 提案内容の工夫
- (3) 事業実施体制
- (4) 提案内容の実行可能性
- (5) 経費の妥当性
- 4 担当部局
- 川崎市経済労働局都市農業振興センター農業振興課
〒213-0015
神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7
J A セレサ梶ヶ谷ビル2階
電 話（直通） 044-860-2462
F A X 044-860-2464
メールアドレス 28nogyo@city.kawasaki.jp
- 5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所
- (1) 配付期間 平成29年12月6日（水）～
12月13日（水）
（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- 6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法
- (1) 受付期限 平成29年12月6日（水）～12月13日（水）
（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送（必着）
- 7 企画提案書の受付期間、場所及び方法
- (1) 受付期間 平成29年12月19日（火）～12月20日（水）
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 企画提案書（7部）、見積書（1部）、川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱に定める「誓約書（別記様式）」（1部）、会社概要（7部）、定款等応募する団体又は企業の事業内容がわかるもの（1部）、直近の決算書（1部）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（必着）
- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

- 9 契約書作成の要否
要する
- 10 関連情報を入手するための照会窓口
4と同じ
- 11 その他必要と認める事項
- (1) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) その他
- ア 応募にあたっては、本公募型企画提案実施要領をご一読ください。
- イ 選定結果の発表は12月26日（火）を予定しており、文書により全ての参加者に通知します。電話等による問い合わせには一切応じません。

川崎市公告第648号

地域特産物を使った食育推進事業実施委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

平成29年12月6日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 公募型企画提案に関する事項
- (1) 件 名 地域特産物を使った食育推進事業実施委託
- (2) 委 託 期 間 契約締結日～平成30年3月23日
- (3) 予算額（参考金額） 4,130千円以内
（消費税及び地方消費税含む）
- 2 提案書の提出者の資格
次の条件をすべて満たしていること。
- (1) 事業実施に関わるノウハウと実績がある者
- (2) 法人格を有する者
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (4) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (5) 川崎市業務委託有資格者名簿において、当該契約に対応するとして定めた業種・種目に登録されている者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (7) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

- (8) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しない者
- 3 提案者を特定するための評価基準
 - (1) 企画提案の視点・内容
 - (2) 提案内容の工夫
 - (3) 事業実施体制
 - (4) 提案内容の実行可能性
 - (5) 経費の妥当性
- 4 担当部局
川崎市経済労働局都市農業振興センター農業技術支援センター
〒214-0006
神奈川県川崎市多摩区菅仙谷3-17-1
電 話 (直通) 044-945-0153
F A X 044-945-6655
メールアドレス 28nouti@city.kawasaki.jp
- 5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所
 - (1) 配付期間 平成29年12月6日(水)～12月13日(水)(土曜日及び日曜日を除く)
 - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- 6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法
 - (1) 受付期限 平成29年12月6日(水)～12月13日(水)(土曜日及び日曜日を除く)
 - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
 - (3) 提出方法 持参又は郵送(必着)
- 7 企画提案書の受付期間、場所及び方法
 - (1) 受付期間 平成29年12月19日(火)～12月20日(水)(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)
 - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
 - (3) 提出書類 企画提案書(7部)、見積書(1部)、川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱に定める「誓約書(別表様式)」(1部)、会社概要(7部)、定款等応募する団体又は企業の事業内容がわかるもの(1部)、直近の決算書(1部)
 - (4) 提出方法 持参又は郵送(必着)
- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 9 契約書作成の要否
要する
- 10 関連情報を入手するための照会窓口
4と同じ
- 11 その他必要と認める事項
 - (1) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

(2) その他

ア 応募にあたっては、本公募型企画提案実施要領をご一読ください。

イ 選定結果の発表は12月26日(火)を予定しており、文書により全ての参加に通知します。電話等による問い合わせには一切応じません。

川崎市公告第649号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年12月7日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市中原区小杉町二丁目228番1
ほか4筆(第2工区)
11,419平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都中央区銀座六丁目17番1号
三井不動産レジデンシャル株式会社
代表取締役 藤村 清隆
神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地8
JX不動産株式会社
代表取締役 稲葉 慎司
- 3 予定建築物の用途
共同住宅・飲食店舗・学習塾・集会場・保育所・診療所
計画戸数：2戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成26年7月9日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第63号
平成27年2月26日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第201号(変更)
平成27年5月22日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第18号(変更)
平成27年9月11日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第70号(変更)
平成29年4月14日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第5号(変更)
平成29年8月2日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第56号(変更)
平成29年12月4日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第116号(変更)

川崎市公告第650号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年12月8日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市幸区小倉三丁目803番14
594平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都練馬区石神井町2丁目26番11号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：6戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年9月22日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第80号

川崎市公告第651号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区栗平一丁目9番6
ほか7筆の一部
1,883平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市西区高島一丁目1番2号
三井不動産レジデンシャル株式会社
執行役員 横浜支店長 小西英輔
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：13戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年2月15日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第178号
平成29年5月22日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第18号（変更）

川崎市公告第652号

入 札 公 告

池上自動車排出ガス測定局ほか8測定局で使用する電力の供給契約に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

池上自動車排出ガス測定局ほか8測定局で使用する電力の供給に関する契約

(2) 履行場所及び調達見込数量

番号	測定局名称	所在地	調達見込数量 (kWh)
1	池上自動車排出ガス測定局	川崎区池上町3	6,630
2	日進町自動車排出ガス測定局	川崎区日進町23-1	6,720
3	遠藤町自動車排出ガス測定局	幸区遠藤町1	3,990
4	中原平和公園自動車排出ガス測定局	中原区木月住吉町33-1	4,090
5	二子自動車排出ガス測定局	高津区溝口5-15-7	5,810
6	宮前平駅前自動車排出ガス測定局	宮前区土橋2-1-1	4,150
7	本村橋自動車排出ガス測定局	多摩区宿河原2-59-2	6,120
8	麻生一般環境大気測定局	麻生区百合丘2-10	7,650
9	柿生自動車排出ガス測定局	麻生区片平2-30-7	5,560

調達見込数量 50,720キロワット時

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気業を営もうとする者として経済産業大臣に登録していること。
- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に申請されていること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができること

もに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱（平成20年10月1日制定）第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0821

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所

地域環境・公害監視課 安西（技術関係）

事業推進課 仙石（契約事務関係）

電 話 044-276-9001

F A X 044-288-3156

E-mail 30sojig@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

平成29年12月11日（月）から平成29年12月15日（金）まで

イ 配布・提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出方法

持参に限ります。

4 入札説明書の交付

3により競争入札参加申込書を提出した者に、無償で仕様書及び質問書等を含む入札説明書を交付します。また、入札説明書は上記3(2)の期間に3(1)の場所で縦覧に供します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成29年12月26日（火）までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

平成29年12月26日（火）

(2) 場所

上記3(1)に同じ。

6 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

平成29年12月26日（火）から平成30年1月4日（木）午後5時まで（12/29、1/2、1/3、土、

日曜日、祝日を除く）

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書に必要事項を記入し、指定するF A X又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成30年1月10日（水）に、参加全者あてに、電子メール又はF A Xにて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札

(ア) 入札日時

平成30年1月19日（金）午前10時00分

(イ) 入札書の提出場所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所研修室

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

8(1)ア（ア）に同じ

(4) 開札の場所

8(1)ア（イ）に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

- (3) 契約書作成の要否
必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第653号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
川崎港海底トンネルで使用する電力の供給に関する契約
- (2) 履行場所
川崎港海底トンネル(川崎市川崎区千鳥町6-5)
- (3) 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 調達概要
上記期間内における単価納入契約の締結
調達見込数量 約1,274,952キロワット時

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第3条第1項の規定に基づき一般送配電事業者として許可を得ている者、又は同法第27条の15の規定に基づき特定送配電事業者として届出を行っている者であること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物

品販売」種目「電気供給」に登載されていること。

- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0869 川崎市川崎区東扇島38番地1

港湾局川崎港管理センター港湾管理課

電話 044-287-6027

F A X 044-287-6038

mail 58koukan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年12月11日(月)から平成29年12月22日(金)までの土曜日、日曜日、休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加申込書の提出を予定している者に、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において、平成29年12月11日(月)から平成29年12月22日(金)までの土曜日、日曜日、休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

郵送又は3(1)と同じ場所にて交付

(2) 交付日時

平成29年12月28日(木)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

6 仕様書に関する問い合わせ

仕様書の内容に関する質問は、質問書により受け付けます。

(1) 受付場所

3(1)と同じ

(2) 提出方法

持参、F A X又はメール

(3) 受付期間

平成29年12月11日(月)から平成30年1月10日(水)までの土曜日、日曜日、休日及び平成29年12

月29日(金)から平成30年1月3日(水)までを除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成30年1月16日(火)、全社に文書をFAX又はメールにて送付します。また、3(1)の場所において、平成30年1月16日(火)から同年1月18日(木)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで縦覧に供します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札日時

平成30年1月31日(水) 午前10時30分

(イ) 入札場所

川崎市川崎区東扇島38番地1

川崎市港湾振興会館 業務棟3階会議室

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限

平成30年1月30日(火) 必着

(イ) 入札書の提出先

3(1)と同じ

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)ア(ア)と同じ

(4) 開札の場所

8(1)ア(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、

免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

否

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)と同じ

川崎市公告第654号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

ねんきんネット端末等の賃貸借及び保守に関する契約

(2) 履行場所

本市の指定する場所

(3) 履行期間

平成30年3月1日から平成35年2月28日まで

2 調達概要

ア 調達物品

入札説明書によります。

イ 数量

入札説明書によります。

3 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、「平成29・30年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」種目「事務用機器」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) ねんきんネット端末等の物品調達について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。

- (5) この調達物品を契約締結後、仕様書の内容を遵守し確実に速やかに納入し、ねんきんネット端末等が利用可能な状態にすることができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。
- 4 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ
- この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び3(4)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)を提出しなければなりません。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-0005
川崎市川崎区東田町8 (パレール三井ビル12階)
健康福祉局地域福祉部保険年金課 担当：笹原
電 話：044-200-2639
F A X：044-200-3930
E-mail：40hoken@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
平成29年12月11日(月)から平成29年12月20日(水)まで(土、日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)
- (3) 提出物
ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 3(4)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)
- (4) 提出方法
持参とします。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
- 一般競争入札参加資格確認申請書を提出し入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、「平成29・30年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ掲載した際に電子メールのアドレスを掲載している場合は、そのアドレス宛てに自動的に一般競争入札参加資格確認通知書が電子メールで配信されます。
- (1) 場所
4(1)と同じ
- (2) 日時
平成29年12月22日(金)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- (3) その他
ア 入札参加資格があると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に、併せて入札説明書を無償で交付します。電子メールにて一般競争入札参加資格確認通知書を交付された者についても、4(1)の場所において5(2)の日時に交付します。
イ 入札説明書は、4(1)の場所において平成29年12

- 月11日(月)から平成29年12月20日(水)まで縦覧に供します(土・日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)。
- 6 仕様に関する問い合わせ
- (1) 場所
4(1)と同じ
- (2) 問い合わせ期間
平成29年12月22日(金)から平成29年12月28日(木)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)
- (3) 問い合わせ方法
入札説明書に添付の質問書を使用し、4(1)のF A X又は電子メールアドレス宛てに送付してください。また、F A X又は電子メール送付後に、その旨を4(1)の担当宛て連絡してください。
- (4) 回答方法
一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められた全ての者に対し、平成30年1月10日(水)までにF A X又は電子メールにて送付します。
- 7 カタログの提出について
入札参加資格があると認められた者は、導入予定機種のカatalogを4(1)の場所に平成30年1月12日(金)午後4時まで提出してください。また、開札日の前日までの間において、提出したCatalogに関し本市から説明を求められたときには、これに応じなければなりません。
- 8 一般競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記3の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- 9 入札の手続等
- (1) 入札金額・方法等
ア 入札は、契約金額の総額で行います。
イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札・開札の場所及び日時
ア 場所 川崎市川崎区東田町8
(パレール三井ビル12階)

健康福祉局地域福祉部会議室

イ 日時 平成30年1月16日(火)午前10時30分

- (3) 入札方法は、持参に限ります。
- (4) 入札保証金は、免除とします。
- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則(昭和39年4月1日川崎市規則第28号)第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格である場合は、調査を行うことがあります。

- (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

10 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の契約関係規程において閲覧することができます。

11 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 入札説明書は、この入札以外の目的に使用してはなりません。
- (4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (5) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (6) その他問い合わせ窓口は上記4(1)に同じです。

川崎市公告第655号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区長尾四丁目175番
の一部 ほか3筆(第1工区)
1,526平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区馬絹1473番地5
株式会社マックス
代表取締役 小椋 和良
- 3 予定建築物の用途
一戸建て住宅(13戸) 共同住宅2棟(15戸)
計画戸数:28戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年8月22日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第64号

川崎市公告第656号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区長尾四丁目175番
の一部 ほか3筆(第2工区)
439平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区馬絹1473番地5
株式会社マックス
代表取締役 小椋 和良
- 3 予定建築物の用途
一戸建て住宅(13戸) 共同住宅2棟(15戸)
計画戸数:28戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年8月22日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第64号

川崎市公告第657号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	千鳥町7号岸壁耐震改良その3工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区千鳥町地内
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」又は「B」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年1月15日13時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>本調達は、契約締結後、平成30年第1回川崎市議会定例会における議決に基づき工期の変更（平成30年5月31日限り）を行う予定です。</p>	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	万福寺おやしる公園防災関連施設整備工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区万福寺3丁目3
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「造園」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	

入札日時等	平成30年1月9日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 本調達は、契約締結後、平成30年第1回川崎市議会定例会における議決に基づき工期の変更(平成30年4月27日限り)を行う予定です。

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	多摩区内主要地方道川崎府中舗装道補修(切削その2)工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区长尾1丁目1番地先
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年1月9日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	中野島二ヶ領公園耐震性貯水槽新設工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区中野島1丁目25番地
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p>	

参加資格	(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年1月9日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 麻生区内都市計画道路世田谷町田線道路築造(その5)工事
	履行場所 川崎市麻生区片平1丁目4番地先他2箇所
	履行期限 契約の日から平成30年3月30日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年1月15日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 本調達は、契約締結後、平成30年第1回川崎市議会定例会における議決に基づき工期の変更(平成30年9月28日限り)を行う予定です。

川崎市公告第658号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第73条第1項の規定により、虹ヶ丘第四地区建築協定を平成29年12月12日付けで認可したので法第73条第2項の規定により公告します。

なお、この協定書は、川崎市まちづくり局計画部景観担当において一般の縦覧に供します。

平成29年12月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 協定区域

川崎市麻生区虹ヶ丘一丁目348番2号 他

2 建築物に関する基準

建築物の敷地、構造、用途又は形態は、次に定める基準によらなければならない。

(1) 用途は、次に定めるものとする。

ア 住宅（1戸建ての住宅に限る。）

イ アに定める住宅で診療所の用途を兼ねるもの

(2) 建築物の高さは最高9メートルを、軒の高さは7メートルを超えないものとする。

(3) 地階を除く階数は2以下とする。

(4) 敷地の分割はできないものとする。ただし、分割後のそれぞれの敷地面積が、150平方メートルを超える場合は、この限りではない。

(5) 敷地の地盤面の高さの変更はできないものとする。ただし、自動車車庫の設置若しくは撤去又は築庭等のための切土若しくは盛土による変更については、この限りでない。

(6) 敷地境界に設ける垣又はさくの構造は、ブロック塀その他これに類するものは極力避け、植樹、ネットフェンス、垣根等を設置することにより、住環境をそこなわないよう努めるものとする。ただし、高低差に伴う既設の擁壁はこの限りでない。

3 協定認可申請代表者

広島県広島市中区鞆町5番31-502号

申請代表者 由井濱 真介

川崎市公告第659号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

平成29年12月12日

川崎市長 福田 紀彦

公園の名称	位置	区域	面積	供用開始の期日
久末小貝谷緑地	高津区久末小貝谷1326-1ほか	別図のとおり	3,996㎡	公告日

(別図省略)

川崎市公告第660号

川崎都市計画道路を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

平成29年12月13日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画道路の変更

(3・4・4号世田谷町田線の変更)

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市 多摩区 登戸新町、登戸、枳形2丁目、枳形3丁目、枳形4丁目、生田8丁目、生田7丁目、西生田2丁目、西生田1丁目、西生田3丁目及び西生田4丁目地内

麻生区 高石3丁目、高石1丁目、百合丘1丁目、万福寺4丁目、万福寺2丁目、万福寺3丁目、万福寺1丁目、万福寺6丁目、万福寺、上麻生3丁目、古沢、片平1丁目、片平2丁目、片平3丁目、上麻生5丁目及び上麻生6丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

(川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階)

麻生区役所2階情報コーナー

(麻生区万福寺1-5-1)

市立麻生図書館

(麻生区万福寺1-5-2 麻生区文化センター)

4 縦覧期間

平成29年12月13日(水)から平成29年12月27日(水)まで

川崎市公告第661号

川崎都市計画道路を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日ま

でに川崎市に意見書を提出することができます。

平成29年12月13日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画道路の変更

(3・5・14号野川柿生線の変更)

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市 麻生区 上麻生6丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

(川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階)

麻生区役所2階情報コーナー

(麻生区万福寺1-5-1)

市立麻生図書館

(麻生区万福寺1-5-2 麻生区文化センター)

4 縦覧期間

平成29年12月13日(水)から平成29年12月27日(水)まで

川崎市公告第662号

川崎都市計画用途地域を変更したいので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

平成29年12月13日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画用途地域の変更

(世田谷町田線の線形変更)

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市 麻生区 上麻生6丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

(川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階)

麻生区役所2階情報コーナー

(麻生区万福寺1-5-1)

市立麻生図書館

(麻生区万福寺1-5-2 麻生区文化センター)

4 縦覧期間

平成29年12月13日(水)から平成29年12月27日(水)まで

川崎市公告第663号

川崎都市計画高度地区を変更したいので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

平成29年12月13日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画高度地区の変更

(世田谷町田線の線形変更)

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市 麻生区 上麻生6丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

(川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階)

麻生区役所2階情報コーナー

(麻生区万福寺1-5-1)

市立麻生図書館

(麻生区万福寺1-5-2 麻生区文化センター)

4 縦覧期間

平成29年12月13日(水)から平成29年12月27日(水)まで

川崎市公告第664号

川崎都市計画防火地域及び準防火地域を変更したいので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

平成29年12月13日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更

- (世田谷町田線の線形変更)
- 2 都市計画を定める土地の区域
- (1) 追加する部分
なし
- (2) 削除する部分
なし
- (3) 変更する部分
川崎市 麻生区 上麻生6丁目地内
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課
(川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階)
麻生区役所2階情報コーナー
(麻生区万福寺1-5-1)

市立麻生図書館
(麻生区万福寺1-5-2 麻生区文化センター)

4 縦覧期間
平成29年12月13日(水)から平成29年12月27日(水)まで

川崎市公告第665号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年12月13日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年12月12日	特定非営利活動法人MOE	越川 美由紀	川崎市中原区木月1丁目32番3号 内田マンション2階	この法人は、主に高齢化による運動能力低下や認知症問題、職場ストレス等による精神疾患の発症等の問題、生活習慣病やアレルギー問題、核家族化や片親世帯の増加による子育て問題等を抱える人を対象に、物作りに関する事業、子育て支援に関する事業、健康増進に関する事業等を行い、日常生活をめぐる様々な問題によるストレスや肉体的・時間的負担等を軽減し生活の質の向上を図ることにより、地域福祉の増進、社会教育の推進、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

川崎市公告第666号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月13日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名 (仮称) 大島・大島乳児保育園及び地域子育て支援センターむかい新築衛生その他設備工事
	履行場所 川崎市川崎区大島4丁目17番1
	履行期限 契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p>

参 加 資 格	(10) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 (11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年1月22日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 (仮称)大島・大島乳児保育園及び地域子育て支援センターむかい新築電気その他設備工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区大島4丁目17番1
	履 行 期 限 契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年1月22日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第667号

次の市有財産について、一般競争入札による貸付けを実施します。

平成29年12月14日

川崎市長 福田 紀彦

1 入札物件（一時貸付物件）

一般競争入札に付す一時貸付物件、予定価格（最低貸付料）等は、別表のとおりです。

2 貸付期間

(1) 物件番号1、2、3、4、6、7、8

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
（5年間）

(2) 物件番号5、9

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
（3年間）

3 入札参加資格

次の条件を全て満たす方でなければ、入札に参加することはできません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 国税又は市税の未納がないこと。

(5) 入札案内書に定める条件及び法令等を遵守し、市有財産の余裕部分を活用して歳入の確保等を図ることを目的として、飲料等の自動販売機及び飲料容器等の回収容器等（以下「自動販売機等」という。）を設置して運営する事業（以下「自動販売機設置事業」という。）を行う資力、能力等を有すること。

(6) 平成27年度及び平成28年度において、自動販売機設置事業又はこれに類する事業の実績を有していること。

(7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。

(9) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知りなが

ら、当該者と契約を締結していないこと。

4 契約上の主な条件等

(1) 貸付契約の内容

本件一時貸付けは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び同法第238条の5第1項の規定に基づく土地又は建物の賃貸借契約です。借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はありません。

(2) 用途の指定等

一時貸付物件は、自動販売機設置事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。また、自動販売機設置事業に必要な工事費、維持管理費、光熱水費等の費用は全て借受人の負担となります。

(3) 禁止事項

一時貸付物件について、次の行為をすることはできません。

ア 一時貸付物件を指定用途以外の用途に使用すること。

イ 一時貸付物件に建物を建築し、又は工作物を設置すること（財産管理者が、電源等の確保のため必要があると認める場合を除く。）。

ウ 土壌の汚染、土地の形質の変更その他原状回復が困難となるような使用をすること。

エ 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。

オ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

カ 一時貸付物件において、公序良俗に反する行為をすること。

(4) 自動販売機等の設置等

自動販売機等は、別表に定められた条件に従うほか、次の事項を遵守して設置、運営しなければなりません。

ア 貸付期間を通じて常に使用可能な状態で設置されていること。

イ 自動販売機等の維持管理にあたっては、転倒防止、漏電防止、容器等の散乱防止など、利用者、近隣住民の安全、周辺環境の保全に十分に配慮すること。

ウ 販売品の在庫等の管理、補充、交換は、借受人の責任において、財産管理及び近隣住民の生活に配慮した方法、頻度、時間帯等により行うこと。

エ 自動販売機の付近に飲料容器等の回収容器等を原則として1個以上設置し、空き缶等の使用済み容器が周囲に散乱しない頻度により回収して、適正に処分すること。

(5) 販売品

ア 販売品は、別表に定められたものとする
こと(財産管理者が認めた場合を除く。)

なお、酒税法第2条(昭和28年法律第6号)に
よる酒類又はその類似品を販売することはでき
ません。

イ 販売品の売価は、借受人により任意に設定す
ることができます。なお、生田の天然水恵水は、販
売目的が災害時における飲料水の備蓄啓発等であ
ることを踏まえ、その売価は、他のミネラルウォ
ーターの売価と同程度の価格を参考価格とします。

(6) 資料の提出等

ア 借受人は、毎年1回、一時貸付物件に設置した
自動販売機の売上実績(売上数量、売上金額)を
報告しなければなりません。川崎市は、当該売上
実績について、市有財産の有効活用を推進するた
め必要とするときは、借受人の承諾なしに公開で
きるものとしてします。

イ 川崎市は、借受人が上記の禁止事項に違反して
いる疑いがあるとき、債権の保全上必要があると
認めるときは、借受人に対してその参考となるべ
き資料の提出又は報告を求めることができるもの
としてします。

(7) 違約金

川崎市は、借受人が上記の禁止事項、資料の提出
等の条件に違反した場合には、違約金を請求する場
合があります。

5 入札案内書(入札参加申込書を含む。)の配布

本件入札に参加を希望する者には、次により入札案
内書(入札参加申込書等)を配布します。

(1) 配布場所 川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル13階)

川崎市財政局資産管理部資産運用課

電話 044-200-2086

(2) 配布期間 平成29年12月14日(木)から平成30年
1月12日(金)まで

6 入札参加申込みに必要な書類

入札参加申込みに必要な書類は、次のとおりです。

(1) 申込者が法人の場合

ア 入札参加申込書

イ 自動販売機設置事業申告書

ウ 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書

エ 商業登記簿(履歴事項全部証明書)

オ 代表者の印

鑑証明書(法務局に届け出たもの)

カ 国税の納税証明書(その3の3「法人税」及び

「消費税及び地方消費税」について未納税額のない
証明用)

キ 市税の納税証明書(川崎市内に事務所又は事業
所を有している場合のみ)

(ア) 法人市民税

申込み時点において終了している事業年度
のうち直近2事業年度分の納税証明書(未納
がないもの)をそれぞれ1部提出してくださ
い。

(イ) 固定資産税・都市計画税(川崎市内に固定
資産(償却資産を含む。)を有している場合
のみ)

平成27年度及び平成28年度の納税証明書
(未納がないもの)をそれぞれ1部提出して
ください。

ク 財務諸表の写し

申込み時点において終了している事業年度の中
に、直近2事業年度分の貸借対照表、損益計算書、
株主資本等変動計算書を提出してください。

※ エ～カの書類は、発行後3か月以内に取得し
たもの(原本)を提出してください。

(2) 申込者が個人の場合

ア 入札参加申込書

イ 自動販売機設置事業申告書

ウ 川崎市暴力団排除条例にかかる誓約書

エ 印鑑登録証明書

オ 身分証明書

破産者等でないことの証明書(本籍地の市区町
村長発行)を提出してください。

カ 登記されていないことの証明書

成年被後見人又は被保佐人とする記録がないこ
との証明書を提出してください。

キ 国税の納税証明書(その3の2「申告所得税及
び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」
の未納税額のない証明用)

ク 市税の納税証明書(川崎市内に住所等を有する
方のみ)

(ア) 市民税・県民税

平成27年度及び平成28年度の納税証明書
(未納がないもの)をそれぞれ1部提出して
ください。

(イ) 固定資産税・都市計画税(川崎市内に固定
資産(償却資産を含む。)を有している場合
のみ)

平成27年度及び平成28年度の納税証明書
(未納がないもの)をそれぞれ1部提出して
ください。

ケ 確定申告の提出書類の写し(直前決算2年間分)

※ エ〜キの書類は、発行後3か月以内に取得した
もの（原本）を提出してください。

7 入札参加申込書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、上記6に記載され
た書類を次により提出しなければなりません。

- (1) 提出場所 上記5(1)に同じ
- (2) 提出期間 平成30年1月9日（火）から平成30年
1月12日（金）まで
午前9時～午後4時（正午～午後1時
を除く。）
- (3) 提出方法 持参

8 入札の手續等

次により入札を執行します。

(1) 入札の方法

入札は単価で行いますので、入札金額は月額貸付
料（消費税及び地方消費税の額を含まないもの）を
記入してください。入札書の提出は持参によるもの
とします。

ア 入札書の提出日時

平成30年1月26日（金）午後2時

イ 入札書の提出場所

明治安田生命川崎ビル10階会議室
川崎市川崎区宮本町6番地

- (2) 入札保証金 免除
- (3) 開札の日時 上記(1)アに同じ
- (4) 開札の場所 上記(1)イに同じ
- (5) 落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格（最低貸付料）以上で最高の価格をもって
有効な入札を行った者について、最終的な一般競争
入札参加資格の審査を実施し、資格の有無を審査し
た上、落札者を決定します。資格審査の結果、その
者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効と
し、順次、価格の高い入札者について同様の審査を
実施します。

(6) 入札の無効

入札案内書及び川崎市競争入札参加者心得で無効
と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手續等

- (1) 契約条項 入札案内書に記載してあり
ます。
- (2) 契約書等作成の要否 要
- (3) 契約保証金 入札案内書に記載してあり
ます。
- (4) 契約の締結期限 平成30年2月22日（木）

- (5) 契約の締結 本件契約を締結しない場
合、落札は無効となります。
- (6) 貸付料の支払い 入札案内書に記載してあり
ます。

10 その他

- (1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止め
る場合等があります。
- (2) 詳細は入札案内書によります。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、以下のとおり
です。
上記5(1)に同じ

一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書

物件番号 1

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	設置・運営	販売品	平成28年 度の売上 数量(本)	最低貸付料 (円/月)	
25	川崎生活環境事業所1階 (環境局川崎生活環境事 業所044-541-2043)	川崎区堤根52	0.90 m ²	課税	・省エネ(別記1) ・設置期間は平成31 年3月31日まで	・飲料(缶・ ペットボト ル)	8,672	25,000	221,000
92	大師支所1階(川崎区役 所大師支所区民センター 044-271-0136)	川崎区東門前 2丁目1-1	1.06 m ²	課税	・省エネ(別記1) ・ユニバーサルデザ イン(別記2)	・飲料(缶・ ペットボト ル) ・生田の天然 水	7,297	18,000	
128	臨港消防署4階(消防局 総務部施設装備課 044-223-2550)	川崎区池上新 町3丁目1-5	0.88 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶・ ペットボト ル)	9,984	29,000	
135	川崎消防署小田出張所1 階(同上)	川崎区小田7 丁目3-41	1.11 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶・ ペットボト ル)	7,625	21,000	
141	中原消防署4階(同上)	中原区新丸子 東3丁目 1175-1	0.85 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶・ ペットボト ル)	7,388	20,000	
197	教育文化会館1階(川崎 区役所まちづくり推進部 生涯学習支援課 044-233-6361)	川崎区富士見 2丁目1-3	0.73 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶・ ペットボト ル) ・生田の天然 水	8,342	24,000	
204	幸市民館1階(幸区役所 まちづくり推進部生涯学 習支援課044-541-3910)	幸区戸手本町 1丁目11-2	0.90 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶・ ペットボト ル)	7,095	19,000	
238	中原市民館2階(中原区 役所まちづくり推進部生 涯学習支援課 044-433-7773)	中原区新丸子 東3丁目 1100-12	0.96 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶・ ペットボト ル) ・生田の天然 水	19,389	65,000	

※ 平成28年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基くものである。

[別記1]

ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種(年間消費電力量(カタログ値)1,131kWh/年未満のものに限る。)とすること。また、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

[別記2]

ユニバーサルデザインの仕様を施した自動販売機とすること。

物件番号 2

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	設置・運営	販売品	平成28年 度の売上 数量(本)	最低貸付料 (円/月)	
9	川崎市役所第3庁舎地下 2階(総務企画局総務部 庁舎管理課 044-200-2081)	川崎区東田町 5-4	1.13 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶・ ペットボト ル) ・生田の天然 水	5,964	14,000	71,000
100	幸区役所4階(幸区役所 まちづくり推進部総務課 044-556-6645)	幸区戸手本町 1丁目11-1	1.37 m ²	課税	・省エネ(別記1) ・電子マネー(別記2)	・飲料(缶・ ペットボト ル)	6,137	15,000	
131	臨港消防署殿町出張所1 階(消防局総務部施設装 備課 044-223-2550)	川崎区殿町3 丁目25-2	0.66 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶・ ペットボト ル)	4,006	9,000	
136	川崎消防署大島出張所3 階(同上)	川崎区大島上 町20-3	0.65 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料 (缶・ペット ボトル)	4,236	9,000	
138	幸消防署1階(同上)	幸区戸手2丁 目12-1	0.65 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶・ ペットボト ル)	4,614	10,000	
237	南部リサイクルセンター (渡廊下)(環境局施設部 処理計画課 044-200-2576)	川崎区夜光3 丁目1-3	0.90 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶・ ペットボト ル)	5,797	14,000	

※ 平成28年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものである。

[別記1]

ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種
(年間消費電力量(カタログ値)1,131kWh/年未満のものに限る。)とすること。また、適宜
消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

[別記2]

交通系ICカード(Suica, PASMO)の電子マネーが使用できる自動販売機とすること。

物件番号 3

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	設置・運営	販売品	平成28年度の売上 数量(本)	最低貸付料 (円/月)
5	川崎市役所第2庁舎地下1階 (総務企画局総務部庁舎管理課 044-200-2081)	川崎区砂子1丁目9-3	0.99 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶・ペットボトル) ・生田の天然水	3,542	4,000
15	南部生活環境事業所1階 (環境局南部生活環境事業所 044-266-5747)	川崎区塩浜4丁目11-5	0.79 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶・ペットボトル)	3,423	4,000
89	船客待合所1階(港湾局川崎港管理センター港湾管理課 044-287-6024)	川崎区千鳥町15-7	0.90 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶・ペットボトル)	3,292	4,000
95	田島支所1階(川崎区役所田島支所区民センター 044-322-1967)	川崎区鋼管通2丁目3-7	1.06 m ²	課税	・省エネ(別記1) ・ユニバーサルデザイン(別記2)	・飲料(缶・ペットボトル)	3,017	1,000
98	川崎区役所道路公園センター1階(川崎区役所道路公園センター管理課 044-244-3206)	川崎区大島1丁目25-4	0.97 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶・ペットボトル)	2,417	1,000
103	幸区役所道路公園センター1階(幸区役所道路公園センター管理課 044-544-5500)	幸区下平間357-3	0.90 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶・ペットボトル)	2,897	1,000
132	臨港消防署浮島出張所1階(消防局総務部施設整備課 044-223-2550)	川崎区浮島町430-1	0.61 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶・ペットボトル)	2,623	1,000
145	中原消防署井田出張所2階(同上)	中原区井田中ノ町23-3	0.59 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶・ペットボトル)	3,246	4,000
184	橘高等学校1階(教育委員会事務局教育環境整備推進室 044-200-3270)	中原区中丸子562	0.66 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶・ペットボトル)	3,741	4,000

24,000

※ 平成28年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものである。

[別記1]

ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種(年間消費電力量(カタログ値)1,131kWh/年未満のものに限る。)とすること。また、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

[別記2]

ユニバーサルデザインの仕様を施した自動販売機とすること。

物件番号 4

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	設置・運営	販売品	平成28年 度の売上 数量(本)	最低貸付料 (円/月)	
11	川崎市平和館1階 (市民文化局平和館 044-433-0171)	中原区木月住 吉町1957-1	0.60 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶 ・ペットボ トル)	2,231	1,000	6,000
29	中原生活環境事業所1階 (環境局中原生活環境 事業所044-411-9220)	中原区中丸子 155-1	0.87 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶 ・ペットボ トル)	2,947	1,000	
51	加瀬クリーンセンター1 階(環境局加瀬クリーン センター044-588-4241)	幸区南加瀬4 丁目40-23	0.90 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶 ・ペットボ トル)	2,814	1,000	
52	加瀬クリーンセンター3 階(同上)	同上	0.58 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶 ・ペットボ トル)	1,869	500	
55	浮島処理センター4階(環 境局浮島処理センター 044-287-9600)	川崎区浮島 509-1	0.90 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶 ・ペットボ トル)	2,575	1,000	
203	幸市民館1階(幸区役所 まちづくり推進部生涯学 習支援課044-541-3910)	幸区戸手本町 1丁目11-2	0.74 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶 ・ペットボ トル)	1,765	500	
223	教育会館1階(教育委員 会事務局総合教育センタ ー総務室044-844-3600)	中原区下沼部 1709-4	1.02 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶 ・ペットボ トル)	2,765	1,000	

※ 平成28年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものである。

[別記1]

ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種(年間消費電力量(カタログ値)1,131kWh/年未満のものに限る。)とすること。また、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

物件番号 5

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	設置・運営	販売品	平成28年 度の売上 数量(本)	最低貸付料 (円/月)
303	マイコンシティセンター 2階(経済労働局産業振 興部工業振興課 044-200-3936)	麻生区栗木2 丁目8-3	1.00 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料(缶・ペ ットボトル)	新規	5,000

[別記1]

ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種(年間消費電力量(カタログ値)1,131kWh/年未満のものに限る。)とすること。また、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

物件番号 6

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	設置・運営	販売品	平成28年 度の売上 数量(本)	最低貸付料 (円/月)
601	大島上町地内防火貯水槽 (消防局総務部施設整備 課 044-223-2550)	川崎区大島上 町10-10	3.00 m ²	非課税	・省エネ(別記1) ・電気工事等(更新)(別 記2)	・飲料(缶・ペッ トボトル)	5,134	10,000
604	王禅寺地内3防火貯水槽 (同上)	麻生区王禅寺 東1丁目 1336-3	3.00 m ²	非課税	・省エネ(別記1) ・電気工事等(更新)(別 記2)	・飲料(缶・ペッ トボトル)	2,198	500

※ 平成28年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものである。

[別記1]

ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種(年間消費電力量(カタログ値)1,131kWh/年未満のものに限る。)とすること。また、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

[別記2]

当該設置場所の電源設備は事業者が設置したものであり、継続使用の協議が整わず従前の自動販売機の撤去と同時に電源も撤去された場合は、新たに電源工事を要する。

物件番号 7

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	設置・運営	販売品	平成28年 度の売上 数量(本)	最低貸付料 (円/月)	
605	久末18号線代替地(建設緑政局道路河川整備部道路施設課044-200-2804)	高津区久末1799-4	3.00㎡	非課税	・省エネ(別記1) ・電気工事等(更新)(別記2)	・飲料(缶・ペットボトル)	1,750	500	2,500
608	川崎府中線残地(建設緑政局道路河川整備部道路施設課044-200-2798)	多摩区菅馬場1丁目3940-1	23.10㎡のうち3.00㎡	非課税	・省エネ(別記1) ・電気工事等(更新)(別記2) ・敷地内管理(別記3)	・飲料(缶・ペットボトル)	898	500	
619	宮内新横浜線残地(同上)	中原区上小田中1丁目463-11	3.00㎡	非課税	・省エネ(別記1) ・電気工事等(更新)(別記2)	・飲料(缶・ペットボトル)	2,615	500	
620	市道宮前6号線残地(建設緑政局道路河川整備部道路施設課044-200-2804)	宮前区野川3953-5	3.00㎡	非課税	・省エネ(別記1) ・電気工事等(更新)(別記2)	・飲料(缶・ペットボトル)	1,084	500	
621	川崎府中線残地(建設緑政局道路河川整備部道路施設課044-200-2798)	多摩区菅4丁目962-3	3.00㎡	非課税	・省エネ(別記1) ・電気工事等(更新)(別記2)	・飲料(缶・ペットボトル)	993	500	

※ 平成28年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものである。

[別記1]

ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種(年間消費電力量(カタログ値)1,131kWh/年未満のものに限る。)とすること。また、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

[別記2]

当該設置場所の電源設備は事業者が設置したものであり、継続使用の協議が整わず従前の自動販売機の撤去と同時に電源も撤去された場合は、新たに電源工事を要する。

[別記3]

自動販売機の周囲の雑草等が伸びた場合は除草や清掃等を行うようにすること。その際は、除草剤の撒布を行わないこと。

物件番号 8

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	設置・運営	販売品	平成28年 度の売上 数量(本)	最低貸付料 (円/月)	
607	千年新町市営住宅(まち づくり局住宅政策部市営 住宅管理課 044-200-2951)	高津区千年新 町45	3.00 m ²	非課税	・省エネ(別記1) ・電気工事等(更 新)(別記2)	・飲料(缶 ・ペットボ トル)	6,619	15,000	100,000
609	京町耐火C市営住宅 (同上)	川崎区京町3 丁目14	3.00 m ²	非課税	・省エネ(別記1) ・電気工事等(更 新)(別記2)	・飲料(缶 ・ペットボ トル)	6,098	14,000	
611	小田市営住宅 (同上)	川崎区小田5 丁目12-26	3.00 m ²	非課税	・省エネ(別記1) ・電気工事等(更 新)(別記2)	・飲料(缶 ・ペットボ トル)	4,268	7,000	
612	藤崎東市営住宅 (同上)	川崎区藤崎3 丁目2-2	3.00 m ²	非課税	・省エネ(別記1) ・電気工事等(更 新)(別記2)	・飲料(缶 ・ペットボ トル)	4,490	8,000	
613	上平間五瀬淵市営住宅 (同上)	中原区上平間 611-1	3.00 m ²	非課税	・省エネ(別記1) ・電気工事等(更 新)(別記2)	・飲料(缶 ・ペットボ トル)	4,616	8,000	
614	末長宗田市営住宅 (同上)	高津区末長3 丁目1098	3.00 m ²	非課税	・省エネ(別記1) ・電気工事等(更 新)(別記2)	・飲料(缶 ・ペットボ トル)	4,285	7,000	
616	有馬第1市営住宅 (同上)	宮前区東有馬 5丁目20	3.00 m ²	非課税	・省エネ(別記1) ・電気工事等(更 新)(別記2)	・飲料(缶 ・ペットボ トル)	5,823	12,000	
617	宿河原東市営住宅 (同上)	多摩区宿河原 7丁目13	3.00 m ²	非課税	・省エネ(別記1) ・電気工事等(更 新)(別記2)	・飲料(缶 ・ペットボ トル)	3,367	2,000	
618	西長沢市営住宅 (同上)	多摩区長沢4 丁目8075-1	3.00 m ²	非課税	・省エネ(別記1) ・電気工事等(更 新)(別記2)	・飲料(缶 ・ペットボ トル)	6,915	16,000	
626	中野島市営住宅 (同上)	多摩区中野島 6丁目4-1	3.00 m ²	非課税	・省エネ(別記1) ・電気工事等(新 規)(別記3)	・飲料(缶 ・ペットボ トル)	新規	11,000	

※ 平成28年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものである。

[別記1]

ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種(年間消費電力量(カタログ値)1,131kWh/年未満のものに限る。)とすること。また、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

[別記2]

当該設置場所の電源設備は事業者が設置したものであり、継続使用の協議が整わず従前の自動販売機の撤去と同時に電源も撤去された場合は、新たに電源工事を要する。

[別記3]

当該設置場所は電源設備がないため電源工事を要する。

物件番号 9

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	設置・運営	販売品	平成28年 度の売上 数量(本)	最低貸付料 (円/月)
627	都市計画道路大師駅前線 整備事業用地(建設緑政 局広域道路整備室 044-200-2039)	川崎区鈴木町 2964-10	1,614.04㎡ のうち2.00 ㎡	非課税	・省エネ(別記1) ・電気工事等(新規)(別 記2) ・設置期間は平成30年 6月1日から	・飲料(缶・ベッ トボトル)	新規	4,000

[別記1]

ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種(年間消費電力量(カタログ値)1,131kWh/年未満のものに限る。)とすること。また、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

[別記2]

当該設置場所は電源設備がないため電源工事を要する。

川崎市公告第668号

次の市有財産について、企画提案方式による売払いを実施します。

平成29年12月15日

川崎市長 福田紀彦

1 売買物件の概要

- (1) 売買物件 川崎市川崎区宮本町
2番25
- (2) 予定価格(最低売却価格) 10,560万円

2 参加資格

次の(1)~(10)に該当しないこと。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項の規定に該当する職員
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- (3) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中である者
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中である者
- (5) 下記4の案内書に定める申込みに必要な書類を提出しない者
- (6) 下記4の案内書に定める事項及び法令等を遵守する能力を有しない者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及び当該団体の役職員又は構成員
- (8) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5

号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

- (9) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者

- (10) (7)及(9)に掲げるものから委託を受けた者並びに(7)及び(9)に掲げるものの関係団体

3 契約の条件

(1) 用途指定

物件購入者(買受者)は、企画提案に基づき、契約締結の日から6か月以内に売買物件における具体的な工事内容や事業運営について記載した事業計画書(以下「事業計画書」という。)を提出し、川崎市の承認を受けた上で、必要な工事に着手し、川崎市の指定する期日までに指定用途に供し、売買物件を指定期日から5年間(以下「指定期間」という。)引き続き指定用途に供しなければなりません。

また、売買物件の所有権が川崎市から物件購入者(買受者)へ移転した日から5年間は、売買物件(その上の建物等を含む。)を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに「川崎市暴力団排除条例」第2条第1号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びこれらの構成員がその活動のために利用する等の公序良俗に反することの用途としては利用できません。

なお、物件購入者（買受者）が、売買物件の「所有権の移転等」をする場合においても、新たに権利を取得する方（以下「新権利者」という。）に、この「契約の条件」を承継しなければなりません。売買物件の「所有権の移転等」をする際には、必ず売買契約書等にこの「契約の条件」について明記し、新権利者に対して、十分な説明をしなければなりません。

（「所有権の移転等」とは、土地について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転並びに地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をいいます。なお、抵当権の設定は含みません。）

(2) 実地調査

上記(1)を確認するため、川崎市が土地の利用状況等についての実地調査を行う際には、物件購入者（買受者）及び新権利者は必ず協力しなければなりません。

(3) 違約金

上記(1)の条件に違反した場合には、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として川崎市に支払っていただきます。

(4) 買戻特約

上記(1)の条件に違反したときは、既納の売買代金を物件購入者（買受者）に返還して、売買物件を無条件で買戻すことができる買戻特約を契約締結の日から10年間設定し、買戻権の登記をします。

指定期間が満了した場合において、上記(1)の条件に違反する事実がないと認めたことにより、買戻しの特約を解除するものとします。この場合、請求により買戻権の登記の抹消登記をします。

4 平成29年度 第1回市有地（川崎区宮本町2番25） 企画提案型売却の案内書の配布

企画提案に参加を希望する者には、次により「平成29年度 第1回 市有地（川崎区宮本町2番25）企画提案型売却の案内書」（以下「案内書」という。）を配布します。

- (1) 配布場所 川崎市まちづくり局拠点整備推進室
（明治安田生命川崎ビル8階）
〒210-0004
川崎市川崎区宮本町6番地
電話 044-200-3027（直通）
- (2) 配布期間 平成29年12月15日（金）から平成30年1月15日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く。）

5 参加申込書等の提出

企画提案に参加を希望する者は、次により上記4の案内書に記載されている申込みに必要な書類を提出しなければなりません。

- (1) 提出場所 上記4(1)に同じ
- (2) 提出期間 平成29年12月15日（金）から平成30年1月15日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く。）

(3) 提出方法 持参又は郵送

※郵送による場合、平成30年1月12日（金）を必着とします。事前に川崎市まちづくり局拠点整備推進室宛て電話連絡の上、配達日等の指定のある郵便又はサービスをご利用ください。なお、郵送の場合、送付先住所が川崎市川崎区宮本町1番地となります。

6 参加資格の喪失

参加資格があると認められた者が、上記2の各号のいずれかに該当していたときは、当該参加資格を喪失します。

7 買受者の決定方法

委員会で企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を審査します。委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、契約の相手方となる候補者を選定します。買受者は、企画提案方式による市有地買受者審査委員会において、定められた得点を超え、最高の評価を得た方とします。

8 契約の手続等

- (1) 契約条項 上記4で配布する「案内書」に記載してあります。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約保証金 地方自治法施行令第167条の16第1項に規定する契約保証金の納付額は、契約金額の10分の1以上（円未満切上げ）とします。
- (4) 売買契約の締結期限 平成29年2月下旬（予定）
- (5) 契約の締結 買受者が契約締結期限までに契約を締結しない場合は無効となります。
- (6) 売買代金の支払方法
次のア又はイのいずれかの方法によります。
ア 売買契約の締結期限までに売買代金の全額を納入する方法
イ 売買契約の締結期限までに売買代金の10分の1以上の契約保証金を納付し、その後、売買代金の納期限までに売買代金の残金（売買代金と契約保証金との差額をいう。）を納入する方法

9 その他

- (1) 事情により予告なく企画提案方式による売払いの中止や内容を変更する場合があります。
- (2) 詳細は「案内書」によります。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、上記4(1)と同じです。

川崎市公告第669号

地方自治法第260条の38第1項の規定により、次の不動産について認可地縁団体が所有し登記関係者（当該不動産の表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。）若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないものとして、当該認可地縁団体から所有権の保存又は移転の登記をするための公告を求める申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。当該登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者等は、市長に対し異議を述べてください。

平成29年12月15日

川崎市長 福田 紀彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称等

- (1) 名称 多摩新町自治会
- (2) 区域 川崎市多摩区宿河原7丁目のうち13番の宿河原東住宅を除く7丁目全域及び川崎市多摩区堰1丁目1番から15番までの区域
- (3) 主たる事務所の所在地
川崎市多摩区宿河原7丁目6番11号

2 申請不動産に関する事項

(1) 建物

名 称	延床面積	所在地

(2) 土地

名 称	延床面積	所在地
雑種地	466㎡	川崎市多摩区宿河原7丁目2195番31

- (3) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
(表省略)

3 異議を述べることのできる者（登記関係者等）の範囲

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人
- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- ・所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることのできる期間及び方法

- (1) 異議を述べることのできる期間
公告日から30年3月15日まで

(2) 異議を述べる方法

異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に必要書類を添付し、市長に提出

(3) 申出書の添付書類

登記関係者等の区分	必要書類	
	異議を述べる者が登記関係者等である旨を確認できる書類	申請書に記載された氏名及び住所を確認できる書類
表題部所有者又は所有権の登記名義人	登記事項証明書	住民票の写し 戸籍の附票の写し
表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人	登記事項証明書 戸籍謄抄本	
所有権を有することを疎明する者	所有権を有することを疎明するに足る資料	

登記関係者等が異議を述べることのできる期間内に異議を述べなかったときは、地方自治法第260条の38第3項の規定により、当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があったものとみなします。

川崎市公告第670号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成29年12月15日

川崎市長 福田 紀彦

築造主住所・氏名	横浜市西区楠町16-1 シティビル株式会社デザインテクノス 代表取締役 大里 義夫		
道路位置の地名・地番	川崎市高津区向ヶ丘字南原56番2の一部、56番3の一部、56番7の一部、56番8の一部、56番9の一部、56番10の一部、56番13の全部、56番14の全部、56番15の全部及び56番23の一部 別図省略		
幅員	4.00メートル	延長	19.96メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建管指導第219号		指 定 年月日	平成29年 12月15日

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第382号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項**(1) 件名**

南部防災センターの電気需給に関する契約

(2) 納入場所

川崎市川崎区小田7丁目3番1号(川崎市南部防災センター)

(3) 納入期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結
調達見込数量 約111,458キロワット時

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。

(2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」、種目「電気供給」に登録されていること。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入するとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎
7階

総務企画局危機管理室 秋山

電 話 044-200-3553(直通)

F A X 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年12月25日(月)から平成30年1月9日(火)までの午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、閉庁日及び開庁日の正午から午後1時00分までを除きます。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 電気事業法に基づき一般電気事業者又は特定規模電気事業者であることを確認できる許可証等の写し

ウ 川崎市環境配慮電力入札実施要綱に基づく通知書(電気事業者用)の写し

上記イ、ウの書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。なお、提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

(4) その他

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に入札説明書及び仕様書を電子メールで送信します。また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において上記3(2)の期間中縦覧に供します。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成30年1月11日(木)午前8時30分から正午まで及び午後1時00分から午後5時15分まで

ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日までに電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

5 仕様に関する問い合わせ**(1) 問い合わせ先**

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

平成29年12月25日(月)から平成30年1月12日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までと

します。ただし、持参の場合は、閉庁日及び開庁日の正午から午後1時00分までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。質問書を送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

(5) 回答方法

平成30年1月16日(火)午後5時15分までに、入札参加資格を有する者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

入札金額は予定使用電力量に対する総価(消費税及び地方消費税を含まない。)で行います。また、金額の算定にあたっては、次の項目を考慮した上で算出してください。

ア 契約電力の基本料金単価及び電力量料金単価を基に総価を算出してください。なお、基にした単価により契約を締結するものとします。

イ 入札金額の積算に力率の要素を加味する場合、その力率は100パーセントとします。

ウ 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとします。

(2) 入札書の提出

持参とします。

ア 提出日時

平成30年1月24日(水)午後2時00分

イ 提出場所

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎7階

災害対策本部事務局室

(3) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

「7(2)ア 提出日時」に同じ。

イ 開札場所

「7(2)イ 提出場所」に同じ。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) この調達の契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 入札説明会は開催しません。

(5) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告(調達)第383号

入札公告

川崎市教育文化会館の電気需給契約に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成29年12月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市教育文化会館の電気需給に関する契約

(2) 履行場所

川崎市教育文化会館

(川崎市川崎区富士見2-1-3)

(3) 履行期限

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

調達見込数量 約635,429キロワット時

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法の一部を改正する法律(平成26年6月11日成立)による改正後の電気事業法第2条2の規定に基づき小売り電気事業者として登録を受けている者であること。

(2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 入札期日において平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に記載されていること。

(5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0011

川崎市川崎区富士見2-1-3

川崎市教育文化会館 管理係(1階受付)

電話:044-233-6361

FAX:044-244-2347

E-Mail:88kyobun@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年12月25日(月)から平成30年1月12日(金)までの下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日、休日及び年末年始期間(12月29日～1月3日)を除きます。

(3) 配布・提出方法

競争参加申込書様式及び仕様書は窓口配布の他、メールでも配布します。メールでの配布を希望する

場合は、3(1)記載のE-Mailアドレスへ申し込むとともに電話連絡をしてください。

提出にあたっては教育文化会館1階受付へ直接御持参ください。

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において、平成29年12月25日(月)から平成30年1月12日(金)まで縦覧に供します。

ただし、土曜日、日曜日、休日及び年末年始期間(12月29日～1月3日)を除きます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

平成30年1月16日(火)

(3) 交付方法

メールでの交付(希望者には窓口交付)

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ期間

平成30年1月16日(火)から平成30年1月19日(金)までの下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日、休日を除きます。

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」を、3(1)記載のFAX番号又は電子メールアドレス宛て送付するか、質問書を直接御持参ください。

FAX・電子メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を3(1)記載の電話番号宛て必ず御連絡ください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成30年1月24日(水)に、全参加者宛てにFAX又は電子メールにて送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚

偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 入札の日時及び場所

(ア) 入札日時

平成30年1月30日(火)午後2時

(イ) 入札場所

川崎市川崎区富士見2-1-3

川崎市教育文化会館 2階 第1会議室

イ 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先

(ア) 期限

平成30年1月29日(月)必着

(イ) あて先

3(1)と同じ

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)ア(ア)と同じ

(4) 開札の場所

8(1)ア(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

jp/epc/index.htm)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第384号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成29年12月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市役所第2庁舎及び第4庁舎の電気需給に関する契約

(2) 履行場所

川崎市役所第2庁舎(川崎市川崎区砂子1丁目9-3)及び第4庁舎(川崎市川崎区宮本町3-3)

(3) 履行期限

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結
調達見込数量 約1,060,400キロワット時

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、小売電気事業者として登録を行っている者であること。

(2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 入札期日において平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に記載されていること。

(5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はB

ランクに格付けされているものであること。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎4階
川崎市総務企画局総務部庁舎管理課
電話 044-200-3555

(2) 配布・提出期間

平成29年12月25日(月)から平成30年1月5日(金)までの下記の時間
午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
ただし、平成29年12月29日から平成30年1月3日を除きます。

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は縦覧に供します。

(1) 縦覧場所

3(1)と同じ

(2) 縦覧期間

平成29年12月25日(月)から平成30年1月5日(金)まで
午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
ただし、平成29年12月29日から平成30年1月3日を除きます。

5 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、平成30年1月11日(木)午後5時までに平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス宛て競争参加資格確認通知書を送付します。なお、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

平成30年1月11日(木)
午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

6 仕様書に関する問い合わせ

仕様書の内容に関する質問は、持参、電子メール又はFAXにより受け付けます。

(1) 質問書の提出方法

ア 持参の場合の受付場所
3(1)と同じ

イ 電子メールの場合の提出先

17tyosya@city.kawasaki.jp

ウ FAXの場合の提出先

044-200-3749

(2) 受付期間

平成30年1月15日(月)から1月17日(水)まで
午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

(3) 質問回答縦覧

質問に対する回答は3(1)の場所において、平成30年1月22日(月)の午前9時から正午までと、午後1時から午後5時まで縦覧に供するとともに、平成30年1月22日(月)に、競争参加資格確認通知書の交付を受けた者(審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者を除く。)へ電子メールで送付します。なお、電子メールの登録を行っていない場合は、FAXで送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 入札日時

平成30年1月30日(火)午前10時30分

イ 入札場所

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎総務企画局会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)アと同じ

(4) 開札の場所

8(1)イと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要

要

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)と同じ。

(4) 平成30年第1回川崎市議会定例会における、本契約に係る予算の議決を要します。

川崎市公告(調達)第385号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 みぞのくち市税事務所で使用する電力の供給

(2) 履行場所 みぞのくち市税事務所

(高津区下作延2-7-60)

(3) 履行期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 調達概要 上記期間内における単価納入契約の締結
調達見込数量 約119,100キロワット時

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 1(2)の場所を含む区域における電力の供給について、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。

(2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」、種目「電気供給」に記載されていること。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入するとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

川崎市財政局税務部税制課 担当:大澤

電 話:044-200-2190(直通)

F A X:044-200-3906

E-mail:23zeisei@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

平成29年12月25日(月)から平成30年1月10日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 電気事業法に基づき一般電気事業者又は特定規模電気事業者であることを確認できる許可証等の写し

ウ 川崎市環境配慮電力入札実施要綱に基づく通知書(電気事業者用)の写し

上記イ、ウの書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

なお、提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

(4) 提出方法

持参してください。

(5) その他

競争入札参加申込書を提出した者に入札説明書及び仕様書を上記3(1)の場所において無償で交付します。

また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において上記3(2)の期間中縦覧に供します。

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業

者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

なお、入札説明会は開催しません。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

(2) 交付日時

平成30年1月12日(金)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

平成30年1月12日(金)から平成30年1月18日(木)午後5時15分まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、平成30年1月22日(月)午後5時15分までに、競争入札参加資格があると認めた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

入札金額は予定使用電力量に対する総価(消費税及び地方消費税を含まない)で行います。また、金額の算定にあたっては、次の項目を考慮した上で算出してください。

ア 契約電力の基本料金単価及び電力量料金単価を基に総価を算出してください。なお、基にした単価により契約を締結するものとします。

イ 入札金額の積算に力率の要素を加味する場合、その力率は100パーセントとします。

ウ 燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとします。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 提出日時

平成30年1月30日(火)午後2時00分

イ 提出場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル4階 会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

上記7(2)アに同じ。

(5) 開札の場所

上記7(2)イに同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) この入札への参加者が、2社以上にならないときは、この入札を中止することがあります。

(4) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(5) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告(調達)第386号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑で使用する電力の供給に関する契約

(2) 履行場所

川崎市川崎区夜光3丁目2番7号

かわさき南部斎苑

川崎市高津区下作延6丁目18番1号

かわさき北部斎苑

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価契約の締結

調達見込数量 約2,625,114キロワット時

(5) 入札方法

この入札は(3)に掲げる期間における概算数量の総価により行います。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 上記1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。

(2) 川崎市契約規則(昭和9年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 参加申込期日において平成29・30年度川崎市有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」で申請済みであること。なお、未申請の者(入札参加業種・種目に申請のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を平成30年1月15日(月)までに行ってください。

(5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階

川崎市健康福祉局保健所生活衛生課 担当 蛭田

電 話 044-200-0457

F A X 044-200-3927

E-mail 40seiei@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年12月25日(月)から平成30年1月15日

(月)までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平成29年12月29日(金)から平成30年1月3日(水)を除く。

(3) 提出方法

持参に限ります。

4 入札説明書の交付

上記3(2)の期間に、上記3(1)の場所で無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は上記3(1)の場所において、平成29年12月25日(月)から平成30年1月15日(月)まで縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成30年1月17日(水)までに送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 仕様・入札に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

上記3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

平成29年12月25日(月)から平成30年1月19日

(金)までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平成29年12月29日(金)から平成30年1月3日(水)を除く。

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参若しくは、FAX番号又は電子メールアドレスあて送付してください。

また、「質問書」送付後、送付した旨を上記3(1)の担当あて連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成30年1月26日(金)までに、競争参加者全てにFAX又は電子メールにて回答します。

8 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札

(ア) 入札日時

平成30年2月6日(火) 午前10時

(イ) 入札場所

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階 12C会議室

イ 郵送による提出の場合

(ア) 入札書の提出期限

平成30年2月5日(月) 午後5時必着

(イ) 入札書の提出先

上記3(1)と同じ

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

上記8(1)ア(ア)と同じ

(4) 開札の場所

上記8(1)ア(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(6) 川崎市有資格業者名簿の審査の要否

平成29・30年度川崎市有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」の審査の承認を要します。

10 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

11 Summary

(1) The Nature and quantity of the services to be purchased:

Supply of Electricity to Kawasaki Nanbu Saien crematorium and Kawasaki Hokubu Saien crematorium.

(2) Time-limit for tender:

10:00 A.M. February 6, 2018(Tuesday)

(3) Time-limit for tender by mail

5:00 P.M. February 5, 2018(Monday)

(4) Language and currency used in the contract formalities:

Japanese language and currency

(5) Contact point for the notice:

Environmental Health Section

Public Health Centers

Health and Welfare Bureau

Kawasaki City

580 Horikawa-cho, Saiwai-Ku, Kawasaki City,

Kanagawa Prefecture, 212-0013, Japan

TEL: 044-200-0457

FAX: 044-200-3927

E-mail: 40seiei@city.kawasaki.jp

川崎市公告(調達)第387号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
行政情報システムにおけるクライアント機器等の賃貸借及び保守に関する契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務企画局情報管理部システム管理課
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎9階
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年11月21日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
富士通リース株式会社横浜支店
支店長 中澤 利朗
横浜市西区高島一丁目1番2号
- 5 契約金額(税抜きリース総額)
総額 72,075,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年10月10日

川崎市公告(調達)第388号

次の市有財産について、一般競争入札による貸付けを実施します。

平成29年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 入札物件(証明写真撮影機設置場所一時貸付物件)
一般競争入札に付す一時貸付物件、予定価格(最低貸付料)等は、次の表のとおりです。

物件番号	所在地貸付場所	施設管理者の問い合わせ先	貸付面積 [㎡]	最低貸付料 [円/月]
1	川崎市幸区戸手本町1-11-1 幸区役所1階	幸区役所まちづくり推進部総務課 044-556-6645	1.87	25,000

- 2 一般競争入札参加資格
次の(1)から(11)に該当する方は、入札に参加できません。
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
(2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中である者

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中である者
 - (4) 国税又は川崎市市税の未納がある者
 - (5) 「平成29年度一般競争入札による市有財産(証明写真撮影機設置場所)一時貸付けの案内書」に定める条件及び法令等を遵守し、「借受人が一時貸付物件(入札物件)に証明写真撮影機を設置し、貸付期間中継続して営業・運営する事業」(以下「証明写真撮影機設置運営事業」という。)を行う資力、能力等を有しない者
 - (6) 平成27年度及び平成28年度において、証明写真撮影機設置運営事業の実績を2件以上有しない者
 - (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体
 - (8) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
 - (9) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者及び警察当局から排除要請がある者
 - (10) 上記(7)から(9)に掲げる者から委託を受けた者並びに上記(7)から(9)に掲げる者の関係団体
 - (11) 下記5の一般競争入札参加申込みに必要な書類を提出しない者
- 3 契約上の主な条件
- (1) 貸付契約の内容
本件一時貸付契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け(賃貸借契約)です。
 - (2) 貸付期間
貸付期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までです。
 - (3) 一時貸付物件の用途指定
一時貸付物件は、証明写真撮影機設置運営事業の用途に供さなければなりません。
 - (4) 禁止事項
ア 上記(3)に規定する用途以外の用途で使用することはできません。
イ 一時貸付物件に建物を建築すること、又は工作物を設置することはできません(施設管理者が、電気の供給のために工作物の設置の必要があると認める場合を除く。)
ウ 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません
エ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を

設定することはできません。

オ 川崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、その他の反社会的団体及びそれら構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供することはできません。

(5) 資料の提出等

ア 川崎市が、債権の保全上必要があると認めるとき、又は第三者に一時貸付物件を転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるとき、川崎市は借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。この場合、借受人は必ず川崎市に協力しなければなりません。

イ 借受人は、設置した証明写真撮影機について、月ごとの売上高等の実績を川崎市に提出しなければなりません。川崎市は、当該売上高等の実績について、市有財産の有効活用を推進するため必要とするときは、借受人の承諾なしに公開できるものとします。

(6) 違約金

上記(3)から(5)の条件に違反した場合には、契約金額(貸付料総額)の100分の30に相当する額を違約金として川崎市に支払わなければなりません。

(7) 一時貸付物件の引渡し等

一時貸付物件は現況有姿の状態を引き渡しますので、借受人は原状に回復して返還しなければなりません。

4 入札案内書(入札参加申込書を含む)の配布

本件入札に参加を希望する者には、電子メールまたは次により入札案内書(入札参加申込書等)を配布します。

(1) 配布場所

ア 電子データでの配布

PDFデータを配布します。返信先アドレスを明記の上、下記メールアドレスにメールを送付ください。また、メール送付後、幸区役所総務課(044-556-6645)宛て送付確認の連絡をお願いします。配布データは用紙サイズA4で印刷し、入札参加申込書等については片面印刷としてください。

幸区役所まちづくり推進部総務課

63soumu@city.kawasaki.jp

イ 印刷物での配布

幸区役所まちづくり推進部総務課

(幸区役所4階)

〒212-8570

川崎市幸区戸手本町1-11-1

電話044-556-6645

(2) 配布期間

平成29年12月25日(月)から平成30年1月18日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前9時から午後5時(正午から午後1時を除く。)

5 一般競争入札参加申込みに必要な書類

(1) 申込者が法人の場合

ア 入札参加申込書

イ 川崎市暴力団排除条例にかかる誓約書

ウ 商業登記簿(履歴事項全部証明書)

エ 代表者の印鑑証明書(法務局に届け出た印鑑の証明書)

オ 国税の納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)

カ 川崎市市税の納税証明書(川崎市内に事務所又は事業所を有している場合のみ)

(ア) 法人市民税

申込み時点において終了している事業年度のうち直近2事業年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと。)

(イ) 固定資産税・都市計画税(川崎市内に固定資産(償却資産を含む。)を有している場合のみ)

平成27年度及び平成28年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと。)

キ 財務諸表(写し・直前決算2事業年度分)

損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書を提出すること。

(2) 申込者が個人の場合

ア 入札参加申込書

イ 川崎市暴力団排除条例にかかる誓約書

ウ 印鑑登録証明書

エ 国税の納税証明書(その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)を提出すること。

オ 川崎市市税の納税証明書(川崎市内に住所等を有する方のみ)

(ア) 市民税・県民税

平成27年度及び平成28年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと。)

(イ) 固定資産税・都市計画税(川崎市内に固定資産(償却資産を含む。)を有している場合のみ)

平成27年度及び平成28年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと。)

カ 身分証明書

破産者でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行）を提出すること。

キ 登記されていないことの証明書

成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことの証明書を提出すること。

問い合わせ先

東京法務局後見登録課 電話03-5213-1360

横浜地方法務局戸籍課 電話045-641-7976

ク 確定申告の際の提出書類一式

(写し・直前決算2年間分)

6 入札参加申込書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、上記5に記載された書類を次により提出しなければなりません。

(1) 提出場所 幸区役所まちづくり推進部総務課
(幸区役所4階)

〒212-8570

川崎市幸区戸手本町1-11-1

(2) 提出期間 平成30年1月11日(木)から
平成30年1月18日(木)まで
午前9時から午後4時

(正午から午後1時を除く。)

(3) 提出方法 (1)の提出場所に直接書類を持参又は郵送してください。なお、郵送による場合は、平成30年1月18日(木)必着とします。事前に電話連絡の上、配達日等の指定のある郵便又はサービスを御利用ください。

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、上記2の各号のいずれかに該当したときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

8 入札の手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札保証金

要 詳細は入札案内書に記載してあります。

(2) 入札の方法

入札は単価で行いますので、入札金額は月額貸付料(消費税相当額を除いた額)を記入してください。入札書の提出は持参によるものとします。

ア 入札書の提出日時 平成30年1月25日(木)
午後2時

イ 入札書の提出場所 幸区役所4階第3会議室
川崎市幸区戸手本町
1-11-1

(3) 開札の日時

上記(1)アに同じ

(4) 開札の場所

上記(1)イに同じ

(5) 落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格(最低貸付料)以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者について、最終的な一般競争入札参加資格の審査を実施し、資格の有無を審査した上、落札者を決定します。資格審査の結果、その者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の高い入札者について同様の審査を実施します。

(6) 入札の無効

入札案内書及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約条項

入札案内書に記載してあります。

(2) 契約書等作成の要否

要

(3) 契約保証金

契約金額の10分の1以上(円未満切上げ)とします。

(4) 契約の締結期限

平成30年3月8日(木)

(5) 契約の締結

本件契約を締結しない場合、落札は無効となります。

(6) 貸付料の支払い

入札案内書に記載してあります。

10 その他

(1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合等があります。

(2) 詳細は入札案内書によります。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、上記4(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第389号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

浮島処理センターで発生する余剰電力の売却及び浮島処理センターほか12施設で使用電力の供給の一括契約

(2) 内訳・履行場所・売却及び使用電力見込数量

	内 訳	履 行 場 所	売却見込数量 (kWh)	使用電力見込 数量 (kWh)
(1)	浮島処理センターで発生する余剰電力の売却及び使用する電力の供給	川崎区浮島町509番1号	30,302,000	863,080
(2)	堤根処理センター使用する電力の供給	川崎区堤根52番地	—	2,472,000
(3)	王禅寺処理センター使用する電力の供給	麻生区王禅寺1285番地	—	306,460
(4)	南部リサイクルセンターで使用する電力の供給	川崎区夜光3丁目1-3	—	438,100
(5)	加瀬クリーンセンターで使用する電力の供給	幸区南加瀬4丁目40番23号	—	404,400
(6)	入江崎クリーンセンターで使用する電力の供給	川崎区塩浜3丁目14-1	—	202,000
(7)	浮島埋立事業所で使用する電力の供給	川崎区浮島町523番地1	—	393,200
(8)	堤根処理センター資源化処理施設で使用する電力の供給	幸区柳町74番地3	—	15,800
(9)	橘リサイクルコミュニティセンターで使用する電力の供給	高津区新作1丁目20番3号	—	76,200
(10)	南部生活環境事業所ほか3事業所で使用する電力の供給	川崎区塩浜4丁目11番9号 ほか	—	934,400

- (3) 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 調達概要
上記期間内における各施設で発生及び使用する電力の売買一括契約(単価契約)の締結
- 2 競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
- (1) 1(2)の履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により、小売電気事業を営もうとする者として経済産業大臣に登録し、事業を開始していること。
- (2) 平成29・30年度「川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に搭載されており、かつ、川崎市環境配慮入札電力実施要綱第4条第2項の規定に基づき、A又はBのランクに格付けされていること。
- (3) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- 3 仕様書等の閲覧及び競争参加申込書の配布、提出
この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。
- (1) 仕様書等の閲覧及び競争参加申込書の配布、提出場所
〒210-8577 川崎市川崎区東田町5番地4

- 川崎市環境局施設部処理計画課
(川崎市役所第3庁舎16階)
電話 044-200-2587
- (2) 仕様書等の閲覧及び競争参加申込書の配布、提出期間
平成29年12月25日(月)から平成30年1月11日(木)の9時から17時まで(12時から13時、土曜日、日曜日、祝日、平成29年12月29日～平成30年1月3日は除く。)
- (3) 提出方法
持参(持参以外は無効)
- 4 競争参加資格確認通知書の交付
競争参加申込書を提出した者には、競争参加資格確認通知書を交付します。
また、競争参加資格があると認めたものには、入札説明書及び仕様書を交付します。
なお、「川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次により交付します。
- (1) 交付場所
3(1)と同じ
- (2) 交付日時
平成30年1月23日(火)9時から17時まで
(12時から13時までは除く。)
- 5 競争参加資格の喪失
競争参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができ

ません。

- (1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

6 入札の手続等

(1) 入札方法

一括契約となりますので、売電料金から全施設の使用電力料金を差し引いた総額を記入し、入札してください。もし、使用電力料金が売電料金よりも大きい場合は金額にマイナスを記入し、入札してください。

なお、各施設で使用する電力量の単価は、各施設毎に決定するものとします。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 日時

平成30年2月8日(木)11時00分

イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 開札の日時

6(2)アと同じ

(5) 開札の場所

6(2)イと同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて決定した予定価格以上の価格で、かつ最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

7 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額のうち全施設の使用電力料金の総額10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書の作成

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)で閲覧できます。

又は川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」から閲覧できます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

8 その他

(1) 詳細は入札説明書によります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報入手するための照会窓口は、3(1)と同じ

(4) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

9 Summary

(1) Subject:

Package Deal Contract Concerning the Sale of Surplus Electricity Generated at Ukishima Waste Disposal Center as well as the Provision of Electricity for Ukishima Waste Disposal Center and 12 Other Facilities

(2) Time-limit for tender:

11:00 am on February 8, 2018 (Thursday)

(3) Time-limit for tender by mail:

February 5, 2018 (Monday)

(4) Point of Contact for the Notice:

Treatment Planning Section
Environmental Facilities Department
Environmental Protection Bureau
City of Kawasaki
5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan
Tel:044-200-2587

川崎市公告(調達)第390号

入 札 公 告

川崎市総合事業担い手養成研修教材作成委託業務に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成29年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市総合事業担い手養成研修教材作成委託業務

(2) 履行場所

川崎市幸区堀川町580番
ソリッドスクエア西館10階
地域包括ケア推進室 ほか

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年3月30日まで

(4) 業務概要

川崎市総合事業担い手養成研修で使用するDVD教材及び事例集の作成

2 競争入札参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達内容について確実に履行することができること。
- (5) 過去2年間に官公庁において福祉関係に関する契約実績を有していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

- (1) この入札に参加を希望するものは、次の書類を提出しなければなりません。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 具体的な契約実績を証する書類

- (2) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番ソリッドスクエア西館10階
地域包括ケア推進室 戸兵

電 話 044-200-3719（直通）、

F A X 044-200-3926

E-mail : 40keasui@city.kawasaki.jp

- (3) 配布・提出期間

平成29年12月25日（月）～平成30年1月5日（金）
午前9時～午後5時00分（土、日、祝日、年末年始及び正午～午後1時は除く）

※ 一般競争入札参加資格確認申請書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (4) 提出方法

持参に限る。

4 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、一般競争入札参加資格があると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信されます。

また、電子メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

- (1) 交付日時

平成30年1月10日（水）午前9時～午後5時00分
（正午～午後1時は除く）

- (2) 場所

3(2)と同じ

- (3) その他

入札説明書及び仕様書は3(2)の場所において、3(3)の期間、縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます。（「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。URL <http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。

- (4) 入札説明会

実施しません。

5 質問書の受付・回答

- (1) 問い合わせ先

3(2)と同じ

- (2) 質問受付日

平成30年1月4日（木）午前9時～平成30年1月12日（金）午後5時まで

- (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

- (4) 質問受付方法

電子メールによります。

電子メール 40keasui@city.kawasaki.jp

- (5) 回答方法

平成30年1月16日（火）までに全社へ文書（電子メール）で送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

- (1) 入札方法

ア 入札は、総額（税抜き）を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積もるものとします。

イ 契約金額は、入札書に記載された金額に100分の8（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額となりますので、入札者は見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行います。入札件名を記載した封筒に入札書及び見積額の内訳書(任意様式)を封印して提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成30年1月18日(木)午前10時

イ 入札場所 ソリッドスクエア西館10階
健康福祉局 会議室10C

(3) 入札書の提出方法

持参とします。(持参以外は無効となります。)

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除いたします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則は(「入札情報かわさき」の「契約関係規定」)で閲覧できます。

URLは4(3)と同じです。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(2)と同じです。

(3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第391号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年12月25日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称

国保ハイアアップシステム下期改修業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市健康福祉局地域福祉部保険年金課
川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

平成29年11月9日

4 契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 神奈川支社
支社長 木下 孝彦
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
クイーンズタワーC

5 契約金額

60,639,516円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第392号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成29年12月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

教育委員会事務局文書集配業務委託

(2) 履行期限

平成30年4月2日から平成31年3月29日まで

(3) 履行場所

教育委員会事務局総務部庶務課、本市が指定する集配所等

(4) 委託概要

集配車両をもって本市が指定する集配所を巡回し、信書等を集配する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「倉庫・運送業務」種目「運送業務」に登録されていること。

(4) 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第29条に規定する特定信書便事業の許可を受けていること。

(5) 過去5年間に本市又はその他官公庁で、類似の契

約履行実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
教育委員会事務局総務部庶務課
(明治安田生命川崎ビル3階) 中島
電話 044-200-3261 (直通)

(2) 配布及び提出期間

平成29年12月25日(月)から平成30年1月9日(火)まで(土曜日、日曜日、祝日及び平成29年12月29日(金)から平成30年1月3日(水)を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 民間事業者による信書の送達に関する法律第29条の規定に基づく特定信書便事業の許可証の写し
ウ 実績調査及び契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加確認通知書は自動的に電子メールで配信されます。

(1) 交付場所及び問合せ先

3(1)と同じ

(2) 交付日時

平成30年1月12日(金)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 入札説明書の交付

競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において、平成29年12月25日(月)から平成30年1月9日(火)まで(土曜日、日曜日、祝日及び平成29年12月29日(金)から平成30年1月3日(水)を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)縦覧に供します。

5 仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次により行います。

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定する電子メールアドレス宛て送付してください。

(3) 受付期間

平成30年1月12日(金)から平成30年1月19日(金)まで(土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(4) 回答方法

平成30年1月22日(月)までに、確認通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

紙入札方式

ア 入札書の提出日時

平成30年1月26日(金)午前10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市川崎区宮本町2-31

J Aセレスみなみ3階会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

7(1)アと同じ

(4) 開札の場所

7(1)イと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 入札書の記載金額

入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)と同じ

川崎市公告(調達)第393号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成29年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

教育委員会事務局文書仕分け業務委託

(2) 履行期限

平成30年4月2日から平成31年3月29日まで

(3) 履行場所

教育委員会事務局総務部庶務課

(4) 委託概要

発注者が委託した運搬業者が回収した集配物等を文書集配棚へ仕分ける。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他」種目「その他」に登録されていること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を持参により提出してください。

(1) 配布及び提出場所

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

教育委員会事務局総務部庶務課

(明治安田生命川崎ビル3階) 中島

電話 044-200-3261(直通)

(2) 配布及び提出期間

平成29年12月25日(月)から平成30年1月9日(火)まで(土曜日、日曜日、祝日及び平成29年12月29日(金)から平成30年1月3日(水)を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加確認通知書は自動的に電子メールで配信されます。

(1) 交付場所及び問合せ先

3(1)と同じ

(2) 交付日時

平成30年1月12日(金)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 入札説明書の交付

競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において、平成29年12月25日(月)から平成30年1月9日(火)まで(土曜日、日曜日、祝日及び平成29年12月29日(金)から平成30年1月3日(水)を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)縦覧に供します。

5 仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次により行います。

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定する電子メールアドレス宛て送付してください。

(3) 受付期間

平成30年1月12日(金)から平成30年1月19日(金)まで(土曜日、日曜日を除く、午前8時30分

から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(4) 回答方法

平成30年1月22日(月)までに、確認通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

紙入札方式

ア 入札書の提出日時

平成30年1月26日(金)午前10時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市川崎区宮本町2-31

J Aセレスみなみ3階会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

7(1)アと同じ

(4) 開札の場所

7(1)イと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 入札書の記載金額

入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要し

ます。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)と同じ

川崎市公告(調達)第394号

二ヶ領せせらぎ館運営等業務委託及び大師河原水防センター運営等業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告します。

平成29年12月25日

川崎市長 福田紀彦

1 目的

「二ヶ領せせらぎ館」(平成11年3月開設)及び「大師河原水防センター」(平成20年1月開設)は、「多摩川エコミュージアムプラン」の運営拠点及び情報発信センターであり、国が推進する「多摩川流域リバーミュージアム」の情報発信の拠点です。

また、市民・企業・学校・行政の協働によりその魅力を最大限に活用し、多くの市民が楽しく憩える環境を目指す「川崎市新多摩川プラン」を推進する拠点としています。

これらの計画を推進するため、「二ヶ領せせらぎ館」及び「大師河原水防センター」に係る受付・案内業務、多摩川の魅力発信に係る広報業務、環境学習推進業務等を委託します。

この要領は、高い業務意識に加えて、多摩川に関する必要な能力を保有し、豊富な経験を活かせる地域に根付いた非営利の事業者(公共的団体)を公募型プロポーザル方式により選定することを目的とします。

2 業務の概要

(1) 件名

ア 二ヶ領せせらぎ館運営等業務委託

イ 大師河原水防センター運営等業務委託

※ 企画提案、契約は、上記ア、イの委託業務案件ごとに実施し、締結します。

(2) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(3) 履行場所

ア 二ヶ領せせらぎ館運営等業務委託の履行場所

川崎市多摩区宿河原1丁目5番1号

二ヶ領せせらぎ館地内

イ 大師河原水防センター運営等業務委託の履行場所
川崎市川崎区大師河原1丁目1番15号
大師河原水防センター地内

(4) 主な業務内容

ア ニヶ領せせらぎ館運営等業務委託の主な業務内容

(ア) 施設の維持及び安全管理業務

施設の施錠、片付け、館内清掃及び軽易な
空調清掃、屋外公衆便所の軽易な清掃、水槽
の清掃、消防用設備機器(消火器具等)の点
検、軽微な修繕等、自動体外式除細動器(A
E D)の貸出し及び簡易な点検(※)

※ 施設にA E Dが設置された場合に限る。

(イ) 受付及び案内業務

来館者への対応、多摩川に関する説明及び
利用案内等

(ウ) 会議室利用調整業務

多摩川の推進に資する団体への利用案内、
会議室の予約受付及び調整等

(エ) 多摩川に関するパネル、クラフト等の企画
展示業務

1階展示スペースを利用した企画展示(参
考:1か月ごと)、その他のスペースを利用
した多摩川に関する情報展示、水槽での生き
もの展示

(オ) 多摩川の魅力発信等の広報業務

ホームページの作成と更新(※)、SNS
の活用、広報誌等による多摩川に関する情報
発信

※ 「みんなの公共サイト運用ガイドライ
ン」に沿ったホームページの運用

(カ) 多摩川を活かした市民等への環境学習推進
業務

学校機関、市民団体等の環境学習への対応

(キ) 多摩川流域団体等とのネットワーク推進業務
かわさき水辺の楽校の活動支援と協力、国
土交通省京浜河川事務所、多摩川流域関係団
体との事業連携と協力

イ 大師河原水防センター運営等業務委託の主な業
務内容

(ア) 施設の維持及び安全管理業務

施設の施錠、片付け、館内清掃及び軽易な
空調清掃、水槽の清掃、消防用設備機器(消
火器具等)の点検及び総合点検、軽微な修繕
等、自動体外式除細動器(A E D)の貸出し
及び簡易な点検(※)

※ 施設にA E Dが設置された場合に限る。

(イ) 受付及び案内業務

来館者への対応、多摩川に関する説明及び

利用案内等

(ウ) 多摩川に関するパネル、クラフト等の展示
業務

1階展示スペースを利用した展示、その他
のスペースを利用した多摩川に関する情報展
示、クラフト作成及び展示、水槽での生きも
の展示

(エ) 多摩川の魅力発信等の広報業務

ホームページの作成と更新(※)、SNS
の活用、広報誌等による多摩川に関する情報
発信

※ 「みんなの公共サイト運用ガイドライ
ン」に沿ったホームページの運用

(オ) 多摩川を活かした市民等への環境学習推進
業務

学校機関、市民団体等の環境学習への対応

(カ) 防災意識の啓発及び大師河原河川防災ステ
ーションの訓練利用調整業務

水防を中心とした防災意識の啓発、行政機
関等の訓練利用に係る近隣住民や来館者への
案内及び注意喚起等

(キ) 多摩川流域団体等とのネットワーク推進業務
だいし水辺の楽校の活動支援と協力、国土
交通省京浜河川事務所、多摩川流域関係団体
との事業連携と協力

(5) 事業委託料(参考)

事業委託料は、それぞれ次の金額を上限としま
す。なお、本件の予算金額及び契約金額の決定の効
果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、
本調達に係る予算の議決を要します。

ア ニヶ領せせらぎ館運営等業務委託

4,522,000円

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

イ 大師河原水防センター運営等業務委託

4,331,000円

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 参加資格

参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなけれ
ばなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期
間中でないこと

(2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指
名停止期間中でないこと

(3) 平成29年・30年度川崎市業務委託有資格者名簿の
業種「その他」、種目「イベント」に登録されてい
ること

(4) 川崎市内に登記上の主たる事務所を有し、非営利
の公益活動を行うために設立された特定非営利活動

法人等の公共的団体であること
 4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先
 川崎市建設緑政局緑政部多摩川施策推進課
 担当 稲垣、茂木
 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番1号
 川崎駅前タワー・リパーク20階

電 話 044-200-2268 (直通)
 F A X 044-200-3979
 電子メール 53tamasu@city.kawasaki.jp
 5 実施手順 (概要)
 公募後の受託候補者選定までの実施手順 (概要) は
 次表のとおりです。

内 容	期 間 等
参加意向申出書等提出期間	受付期間：平成29年12月25日(月)～平成30年1月17日(水)の 午前8時30分～午後5時(閉庁日及び正午～午後1時を除く。) 郵送の場合：平成30年1月17日(水)必着
参加資格審査結果通知及び仕様書等発送	平成30年1月19日(金)
仕様書等に関する質問受付及び回答	受付期間：平成30年1月22日(月)～平成30年1月26日(金)午後5時 回答日：平成30年1月31日(水)予定 ※質問の受付は、電子メールのみとし、質問に対する回答は、全ての参加事業者に対し電子メールで送付します。
企画提案書等提出期限	平成30年2月9日(金)の午前8時30分～午後5時 (閉庁日及び正午～午後1時を除く) 郵送の場合：平成30年2月9日(金)必着
書類審査	平成30年2月9日(金)～平成30年2月16日(金) ※ヒアリング審査を行う事業者を選定し、審査結果を速やかに通知します。 なお、企画提案書提出者が5者以内であった場合、書類審査とヒアリング審査を同日に行います。
ヒアリング審査	平成30年2月16日(金)を予定
受託候補者選定結果の通知	平成30年3月上旬を予定

6 参加意向申出書等の提出
 本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「3参加資格」を確認の上、次の書類を提出期限までに、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)により各1部を提出してください。
 (1) 提出期間
 受付期間：平成29年12月25日(月)から平成30年1月17日(水)まで(郵送の場合は平成30年1月17日(水)までに必着)
 受付時間：午前8時30分から午後5時まで(閉庁日及び正午～午後1時を除く。)
 (2) 提出場所
 4に同じ
 (3) 提出書類
 ア プロポーザル参加意向申出書
 イ 活動概要(過去3年以内の活動案内、パンフレット等の事業内容がわかるもの)
 (4) その他
 参加意向申出書等の提出を受け、参加資格を確認した後、参加資格確認結果通知書を送付します。

参加資格を有する場合には、仕様書及び企画提案書等の様式を平成30年1月19日(金)に、原則として電子メールにより送付します。
 7 質問書の受付・回答
 (1) 受付方法
 質問書に質問内容を記載し、「4参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先」の電子メールアドレス宛てに電子メールで送付してください。
 (2) 受付場所
 4に同じ
 (3) 受付期間
 平成30年1月22日(月)から平成30年1月26日(金)午後5時まで
 (4) 回答方法
 質問に対する回答は、平成29年1月31日(水)までに、全ての参加事業者に対して電子メールにて回答します。
 8 企画提案書等の提出
 次の期日までに、必要書類を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)により提出して

ください。

(1) 提出期限

提出期限：平成29年2月9日（金）（郵送の場合は必着）

受付時間：午前8時30分から午後5時まで（閉庁日及び正午～午後1時を除く。）

(2) 提出場所

4に同じ

(3) 提出書類

ア 企画提案書

イ 業務計画書

ウ 見積書

エ 実績報告書

オ 法人の定款、役員名簿

(4) 留意点

ア 提出書類は、正本1部と副本8部をそれぞれ製本し、提出してください。

イ 用紙はA4判横書きとし、左上1か所ですべてください。また、表紙を除き20ページ以内で作成し、ページ番号を記載の上、片面印刷で提出してください。

ウ 提出された提案書類は返却しません。

エ 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできません。

オ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容の全てが契約に反映されるとは限りません。

カ 提案書類の提出後、当市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

9 審査方法

(1) 書類審査

提出された企画提案書等に対し書類審査を実施し、書類審査通過者を選定します。書類審査の結果は、審査終了後、速やかに提案のあった全ての事業者へ通知します。また、書類審査通過者に対して、ヒアリング審査の日程等を併せて通知します。ただし、応募した事業者が5者以内であった場合は、書類審査及びヒアリング審査を同時に実施します。その場合には、書類審査の前に提案のあった全ての事業者へ、審査の日程等を通知します。

(2) ヒアリング審査

評価委員会において、提案内容を説明（プレゼンテーション）していただき、その後質疑を行って、契約を締結する受託候補者を選定します。

ア 日時（予定）

平成30年2月16日（金）

※ 時間は調整の上、個別に連絡します。

イ 会場（予定）

川崎駅前タワー・リバーク17階

建設緑政局会議室

ウ 提案時間

事前に提出いただいた企画提案書等に基づいて、10分程度で提案を行っていただきます。その後、15分程度で質疑応答を行っていただきます。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は各参加事業者につき3名以内とし、説明はいずれかの者が行うこととします。

(3) 受託候補者選定結果通知（予定）

平成30年3月上旬

10 プロポーザル参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失します。

(1) 開札前に「3 参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき

(2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき

(3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき

(4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

11 その他留意事項

(1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。

(2) 提出書類及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否
市指定の契約書により、必要とします。

(4) 契約保証金

業務受託に係る契約保証金については、川崎市契約規則（昭和39年4月1日規則第28号）第33条第5号適用により納付を免除します。

12 業務に関する参考資料

次のURLを参照してください。

(1) 川崎市新多摩川プラン

(<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000020806.html>)

(2) 多摩川流域リバーミュージアム

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00469.html>)

(3) 多摩川エコミュージアムプラン

(<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-5-16-2-1-0-0-0-0.html>)

(4) ニヶ領せせらぎ館

(<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-5-16-2-1-0-0-0-0.html>)

(5) 大師河原水防センター

([http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-5-16-2-2-0-0-0-0.html](http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-5-16-2-2-0-0-0-0-0.html))

(6) みんなの公共サイト運用ガイドライン (2016年版)

(http://www.soumu.go.jp/main_content/000439213.pdf)

(7) 水辺の楽校

([http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-5-16-2-3-0-0-0-0.html](http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-5-16-2-3-0-0-0-0-0.html))

(http://www.mlit.go.jp/river/press_blog/past_press/press/200301_06/030205/030205_ref5.html)

(8) 多摩川流域懇談会

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00123.html>)

税 公 告

川崎市税公告第213号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月5日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第214号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月7日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第215号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月13日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第216号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月13日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第217号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月13日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第47号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第5条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

平成29年12月4日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

1 指定番号 第460号

氏名又は名称 株式会社ワクロス

住 所 神奈川県相模原市中央区鹿沼台二丁目18番7号

代表者氏名 (新)海野 公香
(旧)海野 武士

変更年月日 平成29年4月1日

2 指定番号 第1164号

氏名又は名称 (新) 株式会社内田総合
(旧) 株式会社内田総合設備

住 所 (新) 神奈川県横須賀市山科台10番10
(旧) 神奈川県横須賀市野比二丁目5番12-106号

代表者氏名 内田 博之

変更年月日 平成29年6月7日

3 指定番号 第7号

氏名又は名称 株式会社三興水道商会

住 所 川崎市中原区新丸子町716番地

代表者氏名 (新) 高橋 洋之
(旧) 高橋 之人

変更年月日 平成28年8月6日

4 指定番号 第627号

氏名又は名称 株式会社山本商店

住 所 (新) 川崎市幸区小倉四丁目9番27号
(旧) 川崎市幸区小倉1339番地10

代表者氏名 (新) 山本 有宏
(旧) 山本 有二

変更年月日 住 所 平成23年11月21日
代表者氏名 平成23年12月1日

5 指定番号 第40号

氏名又は名称 有限会社小西水道工業所

住 所 川崎市中原区下沼部1774番地

代表者氏名 (新) 小西 隆幸
(旧) 小西 敏彦

変更年月日 平成29年8月20日

川崎市上下水道局告示第48号

川崎市排水設備指定工事店の指定の取消し
について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第11条第1項の規定により、次のとおり川崎市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第12条第2号の規定により告示します。

平成29年12月15日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

1 指定を取り消した期日

平成29年12月15日

2 指定を取り消した工事店

指定番号 723

商号又は名称 有限会社山下設備

営業所所在地 横浜市港北区大倉山1-34-2

代表者氏名 山下 嘉昭

指定有効期間 平成25年3月3日から

平成30年1月31日まで

上 下 水 道 公 告

川崎市上下水道局公告第101号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月12日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	天王森ポンプ場耐震化対策実施設計委託その1
	履 行 場 所	川崎市中原区木月3-45-1
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登載されている者。 (4) 平成15年4月1日以降に国、地方公共団体または地方共同法人が発注した業務委託において、下水道施設(ポンプ場または処理場)に係る耐震補強実施設計(詳細設計)の元請けとしての履行完了実績を有すること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。 ア 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 イ 建築担当部門の技術者の長として、建築士法による1級建築士の資格を有する者	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	平成30年1月11日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	平成29年度 幸区中大口径管きょ実施設計委託第13号
	履行場所	川崎市幸区地内
	履行期限	契約の日から平成31年1月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登録されている者。</p> <p>(4) 平成24年4月1日以降に契約した次のすべての委託業務の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>ア 日本下水道協会が発行した次のa又はbに基づく短辺800mm以上の矩形管きょについての更生工法(複合管)における基本設計又は詳細設計</p> <p>a 「管更生の手引き(案)」及び「管きょ更生工法における設計・施工管理の手引き(案)」</p> <p>b 「管きょ更正工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」</p> <p>イ 下水道管きょの改築・更新に係る詳細設計(耐震実施設計(レベル1及び2)を含むもの。)</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又はRCCM(下水道)のいずれかを有する者</p> <p>エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年1月11日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

川崎市上下水道局公告第102号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月12日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	大島地区ほか下水枝線第106号工事
	履行場所	川崎市川崎区大島1丁目、富士見2丁目地内ほか
	履行期限	契約の日から365日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成30年1月15日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第78号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市交通事業管理者

交通局長 平野 誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

バス停留所施設清掃及び撮影業務委託

(2) 履行場所

川崎市交通局が所管するバス停留所施設

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年3月23日まで

(4) 業務概要

バス停留所施設の清掃及び撮影業務

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4

号)第2条の規定に該当しないこと。

(2)平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「建物清掃等」、地域区分「市内」で登録されていること。

(3)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4)仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市ホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 森

電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成29年12月11日から平成29年12月18日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市ホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成29年12月22日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 施設担当 石渡

電話 044-200-3224

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税相当額を加

算した金額です。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年1月11日 午前11時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

病 院 局 告 示

川崎市病院局告示第6号

川崎市立病院における入院・外来自己負担金等滞納者に係る滞納債権の徴収・収納業務の委託に係る病院局告示について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、川崎市立病院の料金等の収納補助に関する事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示します。

平成29年12月12日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

1 委託先

東京都渋谷区渋谷2丁目16番8号南雲ビル
弁護士法人館野法律事務所
社員弁護士 館野 完

2 委託期間

平成29年12月1日から平成30年3月31日まで

病 院 局 公 告 (調 達)

川崎市病院局公告(調達)第15号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり
り公告します。

29川病経964号

平成29年12月25日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び
通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報
を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担
当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」とい
います。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以
下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規
程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当
の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、
病院局入札情報のページで閲覧することができます。

[http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/
contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.
html](http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html)

(4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川
崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てるこ
とができます。落札者の決定後、苦情申し立てが行
われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の
申し立て検討期間中、契約手続を一時停止するこ
とがあります。

(5) 本書に示された諸手続で期間が定められている場
合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦
覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の
午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5
時15分までに限ります。

(6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書及

び契約規程の定めるところによります。

2 競争参加の申込み及び競争参加資格について

(1) 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定めた期間
に病院局契約担当窓口で受付けます。

(2) 競争参加者は、別紙の案件ごとに定めた競争参加
資格のほか、次の全ての条件を満たす必要がありま
す。

ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱によ
る指名停止期間中ではないこと。

ウ 法令等に従い、本件調達を確実に履行する資格
及び能力を有すること。

エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参
加者の義務を誠実に履行すること。

(3) 「平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の買入
れ等有資格者名簿(以下「名簿」といいます。)」に
登録のない者(別紙の案件に定められた業種に登録
のない者も含みます。)は、所定の様式をもって競
争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課
で資格審査の申請を行ってください。

(4) 競争参加資格があると認められた者には、別紙の
案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付し
ます。競争参加資格があると認め難い者には、別途
お知らせします。

(5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加
申込書及び本書に定めるその他の提出書類について
虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加する
ことはできません。

3 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入
札情報のページで取得できます。)により受付けます。
また、提出された質問書は1(2)の照会窓口へ回答書と
共に掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のペ
ージにも掲載を行います。

4 商品説明書について

競争参加者は、別紙の案件ごとの定めた期間に、納
入を予定する物品の商品説明書をそれぞれ3部ずつ病
院局契約担当窓口へ提出してください。商品説明書の
構成は次のとおりとします。ただし、次のうち(3)(4)(5)
(6)を取りまとめた作成、又は(3)(4)(5)(6)を(1)に含めて
の作成は可とします。

(1) 提案書(応札機種リスト・応札する商品のカタロ
グを含む。)

(2) 応札仕様書(入札仕様書と対比させて作成のこ
と。)

(3) 設置条件に関する資料

(4) 納入に要する期間に関する資料

(5) 消耗品に関する資料

- (6) 保守及び障害支援体制に関する資料
- (7) 出庫証明書又は販売店若しくは代理店であることを証する書面
- (8) 定価証明書(単価のほか、総価を示すもの)
- (9) 見本 各商品につきMサイズ2着(川崎病院分1着、井田病院分1着)
- 5 入札及び開札について
 - (1) 入札及び開札の日時・場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。
 - (2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とし、その者は競争参加資格確認通知書を必ず持参するものとします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。
 - (3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。
 - (4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最

低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

- (5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

6 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。ただし、平成30年川崎市議会定例会において、以下の案件に係る予算が議決されることを条件とします。

- (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。
- (2) 前払金の適用はありません。
- (3) 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎市立病院看護師用白衣賃貸借(基本単価契約)
	納入場所	川崎市病院局、川崎市立川崎病院、川崎市立井田病院
	納入期限	平成30年4月1日から平成34年3月31日まで (4年の長期継続契約)
	概要	川崎市立病院等で使用する看護師用白衣の賃貸借契約を締結するものです。この契約は基本単価契約であり、契約期間内の各年度において定められた予算の範囲内で本契約を執行します。
競争参加資格	名簿の登録	業種 「リース」
競争参加の申込等	平成29年12月25日から平成30年1月15日まで受付けます。	
商品説明書	商品説明書の提出期限は、平成29年12月25日から平成30年1月15日までとします。	
入札及び開札	日時	平成30年1月31日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	平成30年1月29日必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1 川崎市病院局経営企画室 経理担当課長
入札保証金	免除します。	
契約保証金	契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。	
Summary	1 Nature and quantity of product to be purchased: Nurse's Uniforms to use at Kawasaki Municipal Hospital 2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. January 31, 2018 3 Time-limit for tender by mail: January 29, 2018	

Summary	4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Accounting section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)
---------	---

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第21号

指定催しの指定について

川崎市火災予防条例第57条の3の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、次のとおり公告します。

平成29年12月 8 日

川崎市消防長 田 中 経 康

指定催しの名称	川崎大師平間寺初詣
開催場所	川崎大師平間寺 (川崎市川崎区大師町4番48号) 周辺
開催期間	平成29年12月31日から 平成30年2月3日まで

川崎市消防局公告第22号

サイレンの吹鳴について

消防法(昭和23年法律第186号)第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

平成29年12月13日

川崎市消防長 田 中 経 康

訓練 1	日 時	平成30年1月5日(金) 10時52分～11時07分
	場 所	川崎区東扇島58-1 川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点 東扇島東公園
	消防隊数	消防隊4隊 計4隊
訓練 2	日 時	平成30年1月6日(土) 10時00～11時30分
	場 所	麻生区上麻生6丁目15番1号 麻生水処理センター あさおふれあいの広場
	消防隊数	消防隊2隊 救急隊1隊 計3隊

訓練 3	日 時	平成30年1月7日(日) 11時09分～11時12分
	場 所	中原区等々力1-1 等々力緑地内催し物広場
	消防隊数	消防隊1隊 計1隊
訓練 4	日 時	平成30年1月7日(日) 11時15分～11時25分
	場 所	幸区河原町1 市立河原町小学校跡地
	消防隊数	消防隊4隊 計4隊

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市選挙管理委員会告示第42号

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による各種請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成29年12月 4 日

川崎市選挙管理委員会

委員長 平 子 瀧 夫

- 1 地方自治法第74条第1項(条例の制定又は改廃の請求)及び同法第75条第1項(市の事務の監査の請求)並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項(合併協議会設置の請求)及び同法第5条第1項(同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

24,544人

- 2 地方自治法第76条第1項(議会の解散の請求)、同法第81条第1項(市長の解職の請求)及び同法第86条第1項(副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する

る法律第8条第1項(教育委員会の委員の解職の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

253,395人

3 地方自治法第80条第1項(議会の議員の解職の請求)及び同法第86条第1項(区の選挙管理委員の解職の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

川崎区	62,477人
幸 区	45,566人
中原区	69,090人
高津区	62,500人
宮前区	62,536人
多摩区	58,618人
麻生区	48,269人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項(合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)及び同法第5条第15項(合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

204,527人

多 摩 区 告 示

川崎市多摩区告示第2号

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能のため平成29年12月12日以降無効とします。

川崎・937

平成29年12月12日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第132号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年12月7日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第133号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月13日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	過年12月		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第1期以降		計3件
平成29年度	国民健康保険料	第1期以降	平成30年1月4日(第1期分・第2期分・第3期分・第4期分・第5期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第1期以降	平成30年1月4日(第1期分・第2期分・第3期分・第4期分・第5期分・第6期分)	計3件
平成29年度	国民健康保険料	第4期以降		計3件
平成29年度	国民健康保険料	第5期以降		計5件
平成29年度	国民健康保険料	第7期以降		計6件
平成29年度	国民健康保険料	4月第1期以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	10月第4期以降		計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第134号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月13日

川崎市川崎区長 土方慎也

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第5期以降	平成30年1月4日(第5期)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第1期以降		計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第135号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月13日

川崎市川崎区長 土方慎也

年度	科目	期別	この公示により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第1期以降		13件

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第59号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月13日

川崎市幸区長 石渡伸幸

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第2期以降		計2件
平成29年度	国民健康保険料	第5期以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第5期以降	平成30年1月4日(第5期分・第6期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第6期以降		計3件
平成29年度	国民健康保険料	過年5月		計1件

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第46号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

平成29年12月13日

川崎市中原区長 向坂光浩

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第2期以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第6期以降	平成30年1月4日(第6期分)	計2件
平成29年度	国民健康保険料	第7期以降		計1件

別紙省略

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第55号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年12月8日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

別紙省略

川崎市高津区公告第56号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年12月8日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

別紙省略

川崎市高津区公告第57号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月13日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第1期以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第2期以降		計1件

平成29年度	国民健康保険料	第4期以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第5期以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第6期以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第6期以降	平成30年1月4日 (第6期分)	計2件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第58号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月15日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第1期以降		計3件
平成29年度	介護保険料	第1期以降	平成30年1月4日 (第1期～第8期)	計15件
平成29年度	介護保険料	第1期以降	平成30年1月4日 (第1期～第4期)	計6件
平成29年度	介護保険料	第4期以降		計3件
平成29年度	介護保険料	第4期以降	平成30年1月4日 (第4期～第6期)	計1件
平成29年度	介護保険料	第5期以降	平成30年1月4日 (第5期～第6期)	計1件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第66号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月13日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告によって変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第5期		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第5期	平成30年1月4日	計4件
平成29年度	国民健康保険料	第6期		計2件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第67号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月13日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第6期分以降(特別徴収)		計1件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第69号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月13日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第1期以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第2期以降	平成30年1月4日(第2期分～第6期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第3期以降		計3件
平成29年度	国民健康保険料	第4期以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第5期以降		計4件
平成29年度	国民健康保険料	第5期以降	平成30年1月4日(第5期分・第6期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第6期以降		計5件
平成29年度	国民健康保険料	第6期以降	平成30年1月4日(第6期分)	計3件
平成29年度	国民健康保険料	第7期以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第10期以降		計1件

川崎市多摩区公告第70号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月15日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
平成29年度				計2件

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第65号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2

の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月13日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	第1期 以降		計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	第6期 以降		計2件
平成 29年度	国民健康 保険料	第6期 以降	平成30年1月4日 (第6期分)	計3件

別紙省略

川崎市麻生区公告第66号

次の国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月13日

川崎市麻生区長 北沢 仁美

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料			計2件

別紙省略

正 誤

川崎市公報第1,736号（平成29年12月11日発行）3262ページ川崎市告示第576号中

旧	野 川 第144号線	川崎市宮前区野川 1266番10先 ----- 川崎市宮前区野川 1268番4先	4.00	11.83	
新	野 川 第144号線	川崎市宮前区野川 1266番1先 ----- 川崎市宮前区野川 1268番1先	6.86	11.83	隅きり を含む

は

旧	野 川 第444号線	川崎市宮前区野川 1266番10先 ----- 川崎市宮前区野川 1268番4先	4.00	11.83	
新	野 川 第444号線	川崎市宮前区野川 1266番1先 ----- 川崎市宮前区野川 1268番1先	6.86	11.83	隅きり を含む

の誤り。

川崎市公報第1,736号（平成29年12月11日発行）3262ページ川崎市告示第577号中

野 川 第144号線	川崎市宮前区野川1266番1先 ----- 川崎市宮前区野川1268番1先	隅きり を含む
---------------	---	------------

は

野 川 第444号線	川崎市宮前区野川1266番1先 ----- 川崎市宮前区野川1268番1先	隅きり を含む
---------------	---	------------

の誤り

